

第 2 次行財政改革大綱・年次別推進プラン
職員定数適正化計画
(平成 19 年度～ 20 年度)

平成 19 年 3 月

目 黒 区

目 次

1	「第2次行財政改革大綱・年次別推進プラン」の改訂にあたって・・・	1
1 - 2	これまでの3年間の実績を報告します・・・・・・・・・・	7
2	年次別推進プラン	
第1	区民から信頼される身近な区政を目指します・・・・・・・・	15
第2	無駄をなくし、税金を有効に活用します・・・・・・・・	18
第3	サービス提供者としての職員改革を進めます・・・・・・・・	27
第4	着実に改革を進めて自治の基盤を強化します・・・・・・・・	30
2 - 2	平成19年度の財源確保額と主な取組み・・・・・・・・	34
3	職員定数適正化計画	
第1	充実にかかる人員増・・・・・・・・	36
第2	見直しに係る人員減・・・・・・・・	37
4	行財政改革大綱・・・・・・・・	44
	資料 用語解説集・・・・・・・・	71

第2次行財政改革大綱・年次別推進プラン・職員定数適正化計画とは

第2次行財政改革大綱：目黒区の行財政改革の基本方針を示すものであり、改革を進めるに当たっての基本的な考え方・課題・改革項目を定めています。

年次別推進プラン：第2次行財政改革大綱に基づく改革を着実に進めていくため、毎年度計画的に実施する具体的な内容を定めています。

職員定数適正化計画：年次別推進プランに沿って、職員数の適正化を計画的に行っていくため、各年度の増減目標を項目別に数値化しているものです。

「第 2 次行財政改革大綱・年次別推進プラン」の改訂にあたって

1 「第 2 次行財政改革大綱・年次別推進プラン」策定の経緯

平成 16 年 3 月の実施計画改定の際には、個性豊かな地域社会の創造に向かって、新たに 29 の計画事業を加えて取り組みを進めていくこととしました。経常的な事務事業のほかに、実施計画事業を着実に実施していくためには、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間の計画期間中に 167 億円の財源不足が見込まれていました。そのための財源を確保することに加えて、同じ時期に行われる「三位一体改革」などへの対応が必要であり、自立した経営を目指し、将来にわたり安定した行財政の基盤整備を行うことが不可欠な状況にありました。

こうした課題への対応を図るため、実施計画の改定と同時に「第 2 次行財政改革大綱・年次別推進プラン（以下「大綱・プラン」という。）」を改訂し、5 か年を「集中改革期間」として定め行財政改革に取り組んでいくことにいたしました。

計画期間中の財源確保目標額は、安定した行財政基盤整備を行うために 191 億円と設定し、全庁を挙げて行財政改革への取り組みを行なうこととしたものです。

2 平成 16 年度から 18 年度までの 3 か年の取組状況

(1) 年次別推進プラン改革項目の取組状況

5 年間の集中改革期間の成果につきましては、計画期間終了後に明らかにすべきであると考えていますが、今回は中間のまとめとして、当初掲げた改革項目全てについて、取り組みの状況を整理いたしました（詳細は 7 ページ以降に掲載）。概要は下表のとおりです。

	16 年度に実施	17 年度に実施	18 年度に実施	継続実施中	検討中
具体策合計	44 件	38 件	27 件	71 件	60 件
240 件	18.3%	15.8%	11.3%	29.6%	25.0%

全 240 件中、180 件（75.0%）が実施済みまたは、継続して実施中となっています。残る 2 年間で現在検討中の 60 件の実施に努めます。

(2) 財源確保状況

平成16年度から18年度までの財源確保額は下表のとおりです。

5年間の確保目標額	19,084,000千円			(単位千円)
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
確保額	1,971,743	866,535	1,098,171	
累計	9,858,715	13,324,855	16,619,368	
確保率	51.7%	69.8%	87.1%	

(確保額累計は16年度分×5年、17年度分×4年、18年度分×3年で積算している)

現時点での成果といたしましては、目標の87%を確保していますが、残る2年間の取り組みにより確保目標額の達成に努めてまいります。

(3) 職員定数適正化計画の取組状況

現在の職員定数適正化計画は、平成16年度当初の職員数2,645人に対し5年間で概ね10%(265人)を削減することを目標として掲げました。

平成16年度から18年度までの3年間で、事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業の効率化や外部委託化の推進などにより187人の削減を行っています。

(総務省の地方公共団体定員管理調査値)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
削減した職員数	71人	64人	52人
削減累計	71人	135人	187人
目標達成率	26.8%	50.9%	70.6%

3 行財政改革に関わる状況の変化

前回の改定から3年を経過し、区政を取り巻く状況も変わってきています。平成17年度には総務省から全自治体に対し集中改革プランの策定の考え方が示されました。平成18年4月には「行革推進法」が施行され、新たに「市場化テスト」への取り組みが打ち出されるなど、行財政改革は、全国的に取り組まれています。

少子高齢化などに対応するため社会保障制度の改革も進められ、制度運営における自治体の適切な対応がこれまで以上に必要となっています。

18年度からは公の施設管理に指定管理者制度を導入しました。今後区直営の施設についても導入を進める予定です。このところ各地で施設管理の事故が相次ぎ、業務委託、

施設管理委託に当たっては、改めて安全対策が求められています。

本区の18年度当初予算は、区税等の増収により基金による財源対策なしに予算編成を行うことが出来ました。しかし、財政指標では経常収支比率が80%を超えて推移するなど依然として歳出構造の硬直化が続いています。

区税収入も、緩やかな景気回復の基調が続く中で増収となるところですが、本区の場合は、19年度以降、三位一体改革に伴う個人住民税の税率フラット化の影響を受け増収が見込めない状況です。

こうした状況の中で、行財政改革に取り組み簡素で効率的な執行体制を確立するとともに、真に必要な施策を重点的に推進することが求められています。

4 今回の改訂の考え方

現行の「大綱・プラン」は5年間の「集中改革期間」として定めたものです。取り組んだ結果については計画期間終了後に区民の皆さんに明らかにしてまいります。今回の改訂は「大綱・プラン」の基本的な枠組みは踏襲しながら、これまでの3年間に生じた事情や状況の変化を踏まえ必要な修正を加えることとしました。

残る2か年の計画期間においては、次の項目に重点的に取り組みます。

民間活力の活用

民間活力の活用に当たっては、外部委託によってサービスや安全性が低下することがないように、適切な制度導入・運用を図ります。

・指定管理者制度

平成18年度に指定管理者制度を導入した93施設について、指定管理者制度導入の目的（住民サービスの向上・安全な施設管理・経費の効率的な活用）が達成されているか検証、評価し、適切な運用を図ります。

平成19年度以降、直営施設について指定管理者制度の導入を進め、サービスの向上、経費の効率化を図ります。

・委託の推進

外部委託を推進するためのガイドラインを作成するとともに委託業務の点検・評価方法を確立し、適切な業務委託の運用を図ります。

・市場化テストへの対応

制度導入は「サービスの質の向上や経費削減効果」、「区の責任の担保」、「他の事業者活用手法（業務委託、人材派遣等）や非常勤職員活用との比較」などの点について検討したうえで、導入の可否を判断していきます。

市場化テスト（公共サービスの官民競争入札） これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面でもっとも優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度

職員配置の適正化

職員定数適正化計画の定数削減目標を達成するための取り組みを進めるとともに、制度改正や IT 化による業務量の変動等を見据えながら、必要な分野への振替えを行い、職員配置の適正化を図っていきます。

迅速的確な意思決定できる組織整備

区民に分かりやすく簡素で効率的であることを基本に、次の点に留意しながら組織整備を進めます。

- ・ 様々な制度改革が進んでいることから、新たな課題に迅速に対応できる組織。
- ・ IT 化の進行など、情報処理のあり方も大きく変わってきています。これを有効に活用できる情報社会にふさわしい組織。

財政基盤の確立

新年度からの新たな予算編成手法も活用しながら、経費の効率的な執行に努めるとともに、事務事業の見直しや職員の適正化に努めていきます。

こうした取り組みを進め、経常経費の縮減を図り将来にわたる状況変化に対応できる財政基盤の確立を目指します。

5 今回の改訂の主な修正点

現行の「大綱・プラン」の基本的な枠組みは変えておりませんが、「年次別推進プラン」の実施済みの改革項目・具体策について削除したほか、次のものについて修正をしています。（「第 2 次行財政改革大綱」の各項目は改革全体の方向性を示すため、年次別推進プランで実施済みとしたものについても引き続き掲載し、新規改革項目を加えました。）

(1) 改革項目として継続して掲げることが適切でないため削除したもの

年次別推進プラン	No25-1	私立幼稚園保護者負担軽減の見直し (理由)保護者負担の公私格差是正の観点から検討することとしたため。
	No53	都市経営的手法等による長期的な収入の確保 (理由)長期的な計画である、区の基本計画・実施計画の中で検討課題として整理することが適当であるため

職員定数適正化計画	No13	検収事務体制の見直し (理由)区政の透明性向上に向け、契約履行検査体制の全庁的なシステム化に取り組んでいくこととしたため
-----------	------	---

(2) 行財政改革に関わる新たな施策や取り組みとして項目を加えたもの

行財政改革大綱	新規	介護保険給付の適正化(プランにも反映)
年次別推進プラン	No24-28	地域包括ケア推進体制の確立
	No28-5	まちの環境美化の推進
	No29-5	廃プラスチックリサイクルの促進
	No39-3	業務委託仕様書及び予定価格積算の見直し
	No55-2	新たな広告収入の確保
職員定数適正化計画	No67	内部情報システムの導入に伴う効率化

(3) 改革項目・具体策の内容を見直したもの(表現の整理のみのものを除く)

行財政改革大綱	No14	協働によるまちづくり
	No59	総合的な人事・給与制度の構築
年次別推進プラン	No15	地域の公益的活動の支援に関する方針や体制づくり
	No17	地区での課題検討の場の設定
	No19	公益法人等の役割分担・活性化方策等の検討
	No25-4	公益法人等補助金の見直し(No19に統合)
	No25-6	プレミアム共通商品券の見直し
	No37	「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステムの運用
	No38-2	文書管理システムの改善(No38-1に統合)
	No38-4	出納審査事務の効率化(No38-1に統合)
	No41-1	電子入札制度等の活用
	No45-4	高齢者センター業務の委託化
	No46-2	福祉工房の効率化
	No59-1	人事考課制度の給与等への総合的な活用
	No69	特別区債発行額及び公債費の抑制
	No70	基金の有効活用
	No72-1	特別区民税の収納強化
	No72-4	マルチペイメントネットワークの検討(No4に統合)
	No76	都区税財政制度の改善
	No89	権限・責任の伴った組織の整備
	No90	担当部課長制の活用(No89に統合)
	No91	管理職ポストの削減(No89に統合)
No93	新たな手法を活用した業務改善	
No94	VEの活用による事務改善(No93に統合)	
No95	業務改革手法の確立(No93に統合)	

6 進行管理と区民への公表

- (1) 改革項目への取り組みに関する進行管理を、部局問わず共通課題として区全体として行っていくものと、部局に委ねるものに区分し、区全体として進行管理を行う改革項目・具体策は 表示としています。
- (2) 今回の改訂で平成19年度～20年度までの2カ年の改革実施策を決定し、19年2月、20年2月に当該年度の実施状況を公表します。また、最終年度である平成20年度には「大綱・プラン」全体を総括した実施結果をとりまとめ、平成21年3月を目途に公表し、平成21年度以降の行財政改革への取り組みに反映します。

年次別推進プラン

平成16年度～18年度までの取組状況

これまでの3年間の実績を報告します。

平成16年に第2次行財政改革大綱・年次別推進プラン・職員定数適正化計画を策定して以来、毎年実施状況を確認し、区民の皆さんに報告してまいりましたが、今回、改訂に当たり改めて3年間の実施状況を整理しました。

年次別推進プラン項目一覧

年次別推進プラン項目一覧		実施した年度		
		実施した年度の表示のない項目は、引き続き取り組んでいくもので、ページ以降にその内容を掲げてあります。		
		→ 継続して実施中のもの		
		継続して検討するもの		
第1 区民から信頼される身近な区政を目指します				
1 便利で分かりやすい行政サービスを提供します				
(1) 便利で迅速なサービス提供を行います				
番号	改革項目	16年度	17年度	18年度
1	窓口業務の改善			
	1 事務手続きの簡素化			→
	2 ITを活用した窓口業務の改善			→
	3 各課の案内の充実	実施済み		
2	施設の開館日・開館時間の見直し			
	1 児童館・学童保育クラブ開館日・開館時間の見直し		実施済み	
	2 図書館開館日・開館時間の見直し		実施済み	
3	施設利用の利便性の向上			
	1 施設予約システムの整備			→
	2 屋内プールの一般公開利用の見直し	実施済み		
	3 スポーツ施設の区民優先利用の導入	実施済み		
4	便利な納付方法の検討			→
(2) 区民の求めに的確に対応して問題を解決します				
5	区民の声を生かす体制整備			
	1 インターネット等を活用した広聴機能の拡充			実施済み
	2 庁内LAN等を活用した対応方法			実施済み
6	相談機能の充実			→
2 情報の公開を一層推進し、透明性の高い行政のしくみをつくります				
(1) 区民と区との情報の共有化に向けた取組を拡大します				
7	情報の提供・共有化の総合的なしくみづくり			
	1 「めぐる区報」の拡充			→
	2 インターネット等を活用した広報手段の拡充			→
	3 情報提供体制の充実			→
	4 図書館等が保有する資料の共有化	実施済み		
	5 ホームページの充実			→
	6 映像広報の見直し			
(2) 政策策定過程を明らかにし、情報提供を効果的に行います				
8	政策策定過程情報の積極的提供			
	1 会議録や行政情報の公開			→
(3) 政策策定過程での住民の参画を進めます				
9	政策策定過程での住民の参画の総合的なしくみづくり			
	1 住民参加手法の改善			→

		16年度	17年度	18年度
10 審議会等の見直し				
1	審議会の設置基準等の見直し			→
2	審議会の委員の男女比率の目標実現			→
(4) 合理的な決定をするための判断材料を用意します				
11 事業評価制度の充実				
12 行政総合データベースの構築と有効活用				
1	グループウェアの機能を利用した情報の集約と有効活用			→
2	例規のデータベース化と公開	実施済み		
3	区勢要覧の電子化と公開	実施済み		
(5) 行政をチェックするしくみを強めます				
13 行政監査・外部監査の結果に基づく事業等の見直し				
1	行政監査・外部監査の結果に基づく事業等の見直し			→
3	区民と行政との「協働」のしくみづくりを行います			
(1') 「協働」のしくみづくりを検討します。				
14'	「協働」のしくみづくりの検討			実施済み
(2) 各事業を通じ、協働を進める条件整備を行います				
15 地域の公益的活動の支援に関する方針や体制づくり				
16 まちづくり活動支援助成の見直し				
1	まちづくり活動助成事業等の見直し	実施済み		
17 地区での課題検討の場の設定				
18 街づくり条例の検討				
(3) 時代に合った公益法人等に見直します				
19 公益法人等の役割分担・活性化方策等の検討				
1	経営の評価とあり方の検討			
2	区の関与のあり方の見直し			
3	運営の簡素・効率化			→
4	委託事業等の見直し			→
5	事業執行の効率化と共同処理			
第2 無駄をなくし、税金を有効に活用します				
1 合理的で時代に合った施策に改革します				
(1) 合理的な決定をするための判断材料を用意します(再掲)				
(2) 施策の効果を検証し、再構築します				
20 施設建設計画の見直し				
21 対象者別の事務事業の見直し				
1	30歳代・40歳代の健康づくり事業の統合	実施済み		
2	寝たきり者在宅歯科診療事業の見直しによるかかりつけ歯科医機能推進事業の実施		実施済み	
3	健康体力相談室運営の見直し	実施済み		
22 都市計画・都市整備事業の見直し				
23 住宅施策の見直し				
1	高齢者世帯等住み替え家賃助成の見直し	実施済み		
2	高齢者世帯等居住継続家賃助成の見直し			実施済み
3	中堅ファミリー家賃助成の見直し			実施済み
4	中堅ファミリー世帯住み替え家賃助成の見直し			実施済み
5	高齢者等への居住支援の見直し	実施済み		
6	住宅リフォーム資金助成の見直し			実施済み

(3) 時代やニーズに合わせて事務事業を見直します

		16年度	17年度	18年度
24	社会経済状況の変化に合わせた事務事業の見直し			
1	医療費助成事務手数料の見直し	実施済み		
2	三田フレンズ店舗施設活性化支援事業の見直し			→
3	ポウリング場の見直し			実施済み
4	コミュニティ推進員の段階的廃止		実施済み	
5	行政サービス窓口(緑が丘)の夜間窓口の廃止		実施済み	
6	民生・児童委員の活動費の見直し	実施済み		
7	40歳以上健康診査・がん検診の委託単価見直し			実施済み
8	寝たきり高齢者介護者セミナーの見直し		実施済み	
9	中根西高齢者ふれあいの家の廃止	実施済み		
10	在宅保健サービスの見直し		実施済み	
11	心身障害者センター歯科診療の委託経費の見直し			
12	更生事業委託単価の見直し	実施済み		
13	河川維持管理の見直し	実施済み		
14	花とみどりの相談事業の見直し	実施済み		
15	興津健康学園の見直し			
16	学校運営経費の見直し	実施済み		
17	児童・生徒健康診断の見直し	実施済み		
18	学校医等の報酬等の見直し	実施済み		
19	連合演劇鑑賞教室の見直し	実施済み		
20	成人の日のつどいの見直し	実施済み		
21	林間学園夏期開園の見直し	実施済み		
22	清水社会教育館の廃止	実施済み		
23	守屋教育会館事業の見直し	実施済み		
24	学校開放(校庭開放・体育館開放・プール開放)の見直し			→
25	スポーツ大会の見直し			実施済み
26	図書館サービスの見直し	実施済み		
27	樹木等の保護手入れの見直し			→
25	補助金等の見直し			
1	私立幼稚園保護者負担軽減の見直し			
2	奨学資金制度の見直し	実施済み		
3	団体補助金等の見直し	実施済み		
4	公益法人等補助金の見直し			→
5	経営安定資金特別融資の見直し			
6	プレミアム共通商品券の見直し			
7	訪問介護利用者負担補助の見直し			実施済み
8	低所得利用者負担補助の廃止			実施済み
9	高齢者在宅サービスセンター等運営補助の見直し(法人)	実施済み		
10	生業資金貸付の見直し		実施済み	
11	私立保育所等の補助の見直し	実施済み		
12	商店街活性化事業の見直し			
13	狭あい道路拡幅整備事業の見直し			→
14	木造住宅密集地域整備事業の見直し		実施済み	
15	みどりの育成支援の見直し			実施済み
26	金銭給付等の見直し			
1	敬老記念品の見直し	実施済み		
2	高齢者電話代補助の見直し		実施済み	

		16年度	17年度	18年度
3	心身障害者福祉手当の見直し	実施済み		
4	福祉タクシー券交付・自動車燃料費助成の見直し		実施済み	
5	児童・生徒に対する就学援助の見直し		実施済み	
27	各種講座・講演会等の見直し			
1	消費者学習事業の見直し		実施済み	
2	社会教育講座の見直し	実施済み		
3	健康スポーツ事業の見直し			実施済み
4	公開事業の見直し			実施済み
28	地域のルールの徹底による見直し			
1	放置自転車対策の推進			→
2	違法「捨て看板」対策の強化			→
3	違法駐車防止業務の効果的見直し			
4	区道・緑道・公園の維持管理における協力体制			
29	ごみ減量への取組とリサイクル事業の促進			
1	ごみ収集・運搬作業の効率化の推進			→
2	資源回収活動の拡大			
3	清掃協力員活動や学習の支援等の充実			→
4	エコプラザの設置	実施済み		
30	保養施設等の見直し			
1	箱根保養所の効率的運営			
2	区民自然の村の見直し		実施済み	
31	福利厚生事業の見直し			
1	職員住宅の見直し		実施済み	
2	職員互助会事業の見直し		実施済み	
3	被服貸与事務の見直し		実施済み	
4	教職員住宅の見直し		実施済み	
32	保健福祉サービス事務所のあり方の見直し		実施済み	
33	学童保育事業の新展開			
1	運営方法等の見直し		実施済み	
34	保育園の見直し			
1	公設民営方式の導入(指定管理者制度の導入)			
2	区立保育園給食調理業務の委託化			
3	保育園用務の非常勤職員等の活用			
4	多様な保育需要への対応		実施済み	
5	入所定員の拡大		実施済み	
35	区立学校の規模の適正化			
1	中学校の統合の実施			実施済み
36	幼保一元化施設の検討			
2 発想を変えて、経費の節減や資源の活用を図ります				
(1) 仕事の手順や発想を変えて経費の節減に努めます				
37	「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステムの運用			→
38	事務改善の推進			
1	情報化による事務改善の推進			→
2	文書管理システムの改善			
3	貨物自動車借上げの見直し			実施済み
4	出納審査事務の効率化			
5	用品制度の見直し			

39 施設の営繕、維持管理業務の効率化		16年度	17年度	18年度
1	公共施設の計画・設計・修繕に係る業務の効率化			
2	小・中学校校舎・園舎等の施設管理及び整備の見直し		実施済み	
40 公共工事のコスト縮減				
1	VEの活用(工事コストの低減)			
2	公共施設の長寿命化(ライフサイクルコストの低減)			
3	環境配慮型の工事の実施(社会的コストの低減)			
41 契約方法等の改善				
1	電子入札制度等の活用			→
2	技術提案方式等の活用と体制整備			
3	契約改善策の実施		実施済み	
(2) 区の施設を有効に活用します				
42 既存施設の有効活用				
1	空き教室の有効活用			→
(3) 財産の売却などを進めます				
43 未利用地の売却				
1	伊東保養所等区所有地の売却			
3 低コストで効果のあるサービスを目指します				
(1) 民間活力により低コストを実現します				
44 外部委託の適正化及び効率化				
1	外部委託のガイドラインの適切な運用			
2	コンサルタント委託経費の見直し			
45 各種業務の委託の推進				
1	めぐる区報の編集業務の一部委託化		実施済み	
2	自動車運転業務の見直し			→
3	保健センターの検査業務等の見直し	実施済み		
4	高齢者センター業務の委託化			
5	土木・公園維持作業の見直し			→
6	住区掲示板・街区案内板の維持管理運営の委託化			
7	学校警備の機械化促進			→
8	学校給食調理業務の民間委託			→
9	図書館業務の民間委託		実施済み	
46 公の施設の管理運営の効率化				
1	中目黒スクエア管理運営の効率化		実施済み	
2	福祉工房運営の効率化			
3	公園維持管理の効率化			→
4	社会教育館の管理運営の効率化			→
5	青少年プラザ運営の効率化			実施済み
6	守屋教育会館運営の効率化			実施済み
7	体育館の管理運営の効率化			
8	指定管理者制度の活用			実施済み
47 情報処理体制の効率化				
1	情報処理業務の見直し			→
48 福祉分野の民間活力の活用				
1	介護保険施設の運営等の見直し			→
2	介護保険認定調査の委託化	実施済み		
3	ふれあい工房の民間への移行			実施済み

	16年度	17年度	18年度
49 社会資本整備への定期借地権等の活用			
1 上目黒一丁目旧国鉄清算事業団宿舍跡地の活用			
(2) 効果的・効率的に人材を活用します			
50 非常勤職員の効果的配置			
1 電話交換業務の非常勤活用			→
2 老人いこいの家管理運営の非常勤活用			→
3 学校事務職員の非常勤活用		実施済み	
4 学童擁護業務の非常勤活用			→
5 心身障害学級運営の非常勤活用	実施済み		
51 臨時職員の効果的配置			
1 産休・育休代替臨時職員の活用			→
52 派遣社員の活用			
1 専門的な資格を必要とする職場の欠員対応としての人材派遣の活用			→
2 内部管理業務(総務関係業務等)への人材派遣の活用			
4 収入の確保に努めます			
(1) 多様な収入の確保を進めます			
53 都市経営的手法等による長期的な収入の確保			
54 印刷物等を活用した収入確保策			
1 印刷物の有料化の促進			実施済み
2 「商工だより」への広告掲載	実施済み		
55 多様な収入の確保策の検討			
1 施設の建設・運営資金調達のためのネーミングライツ(命名権)手法の導入			
第3 サービス提供者としての職員改革を進めます			
1 区民の立場に立って行政サービスを行います			
(1) 区民が満足できる窓口サービスを提供します			
56 窓口サービスの向上			
1 窓口サービスの具体的な向上策			→
(2) 区民の感覚を鋭敏に感じ取る職員を育成します			
57 職員の地域ボランティアへの参加の促進			
1 普及啓発による参加の促進			→
(3) 区民からの意見に迅速に対応します			
2 やる気・チャレンジ精神を持ち、より良い区政を進めます			
58 総合的な人材育成計画の策定			→
(1) 職員の意欲や成果に応える人事制度に改善します			
59 総合的な人事考課制度の活用			
1 目標による管理制度の一般職員への導入			
60 人事異動の見直し			→
(2) 職員参加により施策を推進します			
61 職員提案制度の見直し			
(3) 管理職のリーダーシップと能力開発を進めます			
62 管理職員等の研修の見直し			→
(4) チームワークの向上を図ります			
63 IT(庁内イントラネット等)の活用			→
3 時代に合った能力・感覚を身に付け、区政の質を向上します			
(1) 積極的に情報を収集し、職員間で有効活用します			
64 ITの活用による情報の共有化と有効活用			
1 ナレッジマネジメントシステムについての調査・研究			

(2) 区民との協働を進めるために必要な能力の向上を図ります

65	職員研修の充実	16年度	17年度	18年度
	1 政策形成能力の向上を図る研修の充実		実施済み	
	2 外部派遣研修の拡充		実施済み	
	3 非常勤職員(再任用・再雇用)活用のための退職前研修の実施	実施済み		
	4 地域の中での研修の実施			→
	5 職場内研修の充実		実施済み	
	6 選択型の研修の導入		実施済み	

(3) 時代・区民ニーズに合った意識への改革を図ります

66	職員のコスト意識の徹底			→
67	派遣交流制度等を活用した能力向上			

第4 着実に改革を進めて自治の基盤を強化します

1 財政の健全性を確保します

(1) 財政運営を計画的に行います

68	経常収支比率の抑制			
69	特別区債発行額及び公債費の抑制			
70	基金の有効活用			→
71	予算編成手法等の改善			実施済み

(2) 積極的に歳入の確保を進めます

72	収入率の向上と滞納等の減少			
	1 特別区民税の収納強化			→
	2 国民健康保険料の収納強化			→
	3 負担金・貸付金・使用料等の収納強化			→
	4 マルチペイメントネットワークの検討			→
	5 国民健康保険料の納付機会の拡大		実施済み	
73	受益者負担の適正化			
	1 各種講座・講演会等の費用負担の見直し			
	2 各種健診等への自己負担の導入			
	3 学童保育クラブの自己負担の導入		実施済み	
	4 保育料の適正化			
	5 区営住宅使用料の減免制度の見直し	実施済み		
	6 生活協力員家賃への受益者負担の導入			実施済み
	7 道路占用料の見直し	実施済み		
	8 施設付帯駐車場の有料化		実施済み	
	9 総合庁舎内スペースの活用	実施済み		
74	公の施設使用料等の定期的見直し			
75	地方税財政制度の改革による財政基盤の強化			
76	都区税財政制度の改善			

(3) 歳出の抑制と財源捻出を行います

77	既定一般事務事業費の削減			→
78	新規・臨時経費の計画的管理			→
79	特別区債の繰上げ償還等			

2 計画的な職員定数管理により簡素で効率的な執行体制を確立します

(1) 削減目標を設定し職員数の適正化を図ります

80	職員数の削減目標			→
81	職員定数適正化計画の推進			→
82	非常勤職員数の管理			→

		16年度	17年度	18年度
(2) 人件費を抑制します				
83	人件費の削減			
	1 区長等の給料の削減	実施済み		
	2 特殊勤務手当等の見直し			→
	3 時間外勤務手当等の縮減			→
	4 退職手当の引き下げ	実施済み		
3 自立的な経営を確立し、自治体としての責任を果たします				
(1) 迅速・的確な自治体経営を行う体制を整備します				
84	政策決定システムの充実・活性化		実施済み	
85	トップマネジメント補佐機能の充実			
	1 政策立案機能の充実		実施済み	
86	横断的課題の調整システムの整備		実施済み	
87	プロジェクトチームの活性化			
88	権限委譲等の促進			
89	権限・責任の伴った組織の整備			
90	担当部課長制の活用			→
91	管理職ポストの削減			
(2) 中長期的な視点に立って経営手法を確立します				
92	計画・予算・事業評価の連携			
93	環境マネジメントシステムの活用			→
94	VEの活用による事務改善			
95	業務改革手法の確立			
96	企業会計的手法の活用			
(3) ITを活用し電子自治体を構築します				
97	ITを活用した電子自治体の構築			
	1 インターネット等を活用した広聴機能の拡充			→
	2 インターネットを活用した区民サービスの向上			→
	3 庁内イントラネットによる事務処理の効率化			→
	4 情報リテラシーの向上			→
	5 個人情報の保護等、情報セキュリティの充実			→

年次別推進プラン

平成19年度～20年度

平成19年4月の組織改正により収入役室は会計管理室になります。
これに伴い、次の改革項目・具体策の担当所管名が変わります。

項目番号	ページ	本文中の表記	19年4月組織改正後
4	15	収入役室	会計課
38 - 4	21		
38 - 5	21		
72 - 3	29		
72 - 4	29		
96	33		

注1：番号が連続していないのは、18年度までに実施済みとなった項目・具体策を削除したためです。
 注2：改革項目、具体策に があるものは、その進行を全体で管理するもので、無印は担当部局で管理するものです。

第1 区民から信頼される身近な区政を目指します

1 便利で分かりやすい行政サービスを提供します

(1) 便利で迅速なサービス提供を行います

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
1 窓口業務の改善			
	1 事務手続きの簡素化	電子申請 ^{(*)3} サービスを実現し、手続きの簡素化を図ります。公的個人認証 ^{(*)4} サービスの利用拡大も併せて検討します。	政策企画課、情報課、戸籍住民課、全部局
	19～20年度実施策	電子申請サービスを利用した手続きの拡大と公的個人認証による本人確認により、事務手続きの簡素化を図ります。	
	2 ITを活用した窓口業務の改善	住民基本台帳カードの活用をはじめ、電子自治体として区民サービスの向上策を検討します。	政策企画課、情報課、戸籍住民課、全部局
	19～20年度実施策	目黒区電子申請実施計画に基づき、段階的に手続きの電子化を進めます。	
3 施設利用の利便性の向上			
	1 施設予約システムの整備	施設予約システムの整備を進めます。	行革推進課、情報課、関係所管課
	19～20年度実施策	住区会議室の施設予約システム導入について条件整備を進めます。	
4	便利な納付方法の検討	マルチペイメントネットワーク ^{(*)5} の活用やコンビニエンスストアでの納付など、便利な税・国民健康保険料等の納付方法の導入に向け検討していきます。	収入役室、情報課、税務課、国保年金課、関係所管課
	19～20年度実施策	税や国民健康保険料、使用料等の公金の納付方法について、マルチペイメントネットワークの活用やコンビニエンスストアでの納付の拡大、クレジットカードによる納付などの、具体的な調査・検討を行います。	

(2) 区民の求めに的確に対応して問題を解決します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
6	相談機能の充実	総合的な調整機能をもった相談窓口を中心として、個別の相談窓口への適切な案内も含め、各相談窓口間の連携を強化し、区民が抱えるさまざまな課題に迅速・的確に対応できるようにします。	区民の声課、全部局
	19～20年度実施策	情報の共有化と関係部門の連携を強め、具体的な課題に迅速・的確に対応していきます。	

2 情報の公開を一層推進し、透明性の高い行政のしくみをつくります

(1) 区民と区との情報の共有化に向けた取組を拡大します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
7 情報の提供・共有化の総合的なしくみづくり			
	1 「めぐる区報」の拡充	区政における課題を分かりやすく区民に提起し、協働によるまちづくりへの契機となるような特集記事を企画・掲載します。	広報課
	19～20年度実施策	区政における課題を区民に分かりやすく提起し、区民が区と共に考えていくきっかけとなるような特集記事を企画・掲載します。特集記事の編集に民間活力を導入し、記事の充実を目指します。 また、18年7月に開始した新聞を購読していない世帯への配送サービスの拡充に努めます。めぐる区報がより入手しやすい環境の整備に取り組みます。	

2	インターネット等を活用した広報手段の拡充	インターネット等をはじめとする新たな手段を活用し、それぞれのニーズに応じて、区政情報等を提供する方策を費用対効果を踏まえながら検討し、可能なものから実施します。	広報課、情報課、全部局
	19～20年度実施策	携帯サイト、メールマガジンなどに関する新たな広報手段の情報収集を行い、有効な情報提供のあり方について検討し、可能なものから実施していきます。	
3	情報提供体制の充実	行政総合データベース、グループウェア ⁽⁷⁾ や各課ホームページを使った区民に対する効果的な情報提供システムを検討し、所管課の窓口においても適切な情報提供を行えるようにします。	広報課、区民の声課、情報課
	19～20年度実施策	ホームページで新しい情報を分かりやすく提供できるような仕組みを検討します。また、行政総合データベースの構築に向けた検討状況にあわせて、区政情報コーナーで収集・保管する区政資料の活用、1階西口ロビーの大型ディスプレイの一層の有効活用・管理態勢についても引き続き検討します。	
5	ホームページの充実	各部局からの個別情報や地域の情報及びリンク集 ⁽⁸⁾ などコンテンツ ⁽⁹⁾ をより充実させながら、情報バリアフリー化 ⁽¹⁰⁾ を図り、区民が一層便利に活用できる目黒区ホームページを目指します。	広報課、全部局
	19～20年度実施策	だれでも利用しやすく、検索しやすいホームページづくりに努めます。また緊急災害に対応するため、必要な情報を早く発信できるシステムの導入を目指します。	
6	映像広報の見直し	インターネットによる映像配信の活用方策等を検討します。	広報課
	19～20年度実施策	インターネットによる映像配信について、配信内容と配信方法を検討します。	

(2) 政策策定過程を明らかにし、情報提供を効果的に行います

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
8 政策策定過程情報の積極的提供			
1	会議録や行政情報の公開	情報公開条例に基づき、会議録等の公表に努めるとともに、その他の行政情報の公表についても、ホームページでの検索を容易にする方法を検討します。	広報課、全部局
	19～20年度実施策	公文書目録をホームページ上で広範囲に提供し、公文書の検索や情報の提供を速やかに行うことができるよう、文書管理システムを導入します。	

(3) 政策策定過程での住民の参画を進めます

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
9 政策策定過程での住民の参画の総合的なしくみづくり			
1	住民参加手法の改善	オープンハウス ⁽¹¹⁾ 、ワークショップ ⁽¹²⁾ 、電子会議室 ⁽¹³⁾ などさまざまある住民参加の手法のうち、事業にふさわしいものを実施し、参加した区民から実施結果の評価などを得たうえで、より実効性のある住民参加のあり方を検討します。	政策企画課、協働推進課、都市計画課、都市整備課、全部局
	19～20年度実施策	ITの活用による新たな住民参加の手法を検討するとともに、パブリックコメントを行う場合の基準や反映の仕方について検討を行います。	
10 審議会等の見直し			
1	審議会の設置基準等の見直し	構成員、運営、報酬等について引き続き見直します。	政策企画課、全部局
	19～20年度実施策	設置基準等の見直しから、運営方法まで引き続き検討していきます。	

	2	審議会の委員の男女比率の目標実現	委員の割合を男女比率50%の目標実現に努めます。	政策企画課、全部局
		19～20年度実施策	新たな機関等の設置や構成員改選に際しては、原則として男女比率50%とし目標実現に努めます。	

(4) 合理的な決定をするための判断材料を用意します

番号	改革項目		取組目標	所管
		具体策		
11 事業評価制度の充実				
	1	実施計画改定等に合わせた事業評価制度 ⁽²⁾ の実施	今後の実施計画改定や年次別推進プラン改定に際し、事業を総点検する観点から全事業を対象として評価を実施します。	政策企画課、全部局
		19～20年度実施策	引き続き具体的に機能する評価制度の構築に向けて、他団体等の制度を調査・研究して検討していきます。	
12 行政総合データベースの構築と有効活用				
	1	グループウェアの機能を利用した情報の集約と有効活用	グループウェアを活用して、区政に関わる統計数値、事業実績、各種調査結果、区民の声などを集約したデータベースを順次拡充し、情報の共有による事務の効率化や区政情報の提供などを図っていきます。	政策企画課、広報課、情報課、全部局
		19～20年度実施策	グループウェア機能を活用し、共有方法等の改善を行い、事務の効率化を図ります。	

(5) 行政をチェックするしくみを強めます

番号	改革項目		取組目標	所管
		具体策		
13 行政監査・外部監査の結果に基づく事業等の見直し				
	1	行政監査・外部監査の結果に基づく事業等の見直し	行政監査や外部監査 ⁽¹⁴⁾ の実施結果を、予算編成や事業執行に着実に反映させていきます。	総務課、監査事務局、行革推進課、関係所管課
		19～20年度実施策	行政監査の実施結果や外部監査の結果報告を、予算編成や事業執行に着実に反映し、事務事業の見直しを進めていきます。	

3 区民と行政との「協働」のしくみづくりを行います

(2) 各事業を通じ、協働を進める条件整備を行います

番号	改革項目		取組目標	所管
		具体策		
15	地域の公益的活動の支援に関する方針や体制づくり		協働推進方針などに基づき、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動、企業等のボランティア活動促進など、公益的活動に対する支援のあり方を検討していきます。	協働推進課、政策企画課、地域振興課、全部局
		19～20年度実施策	17年度に策定した、協働推進方針に基づき、地域の公益的活動の支援に関する具体的な取り組みを進めます。	
17	地区での課題検討の場の設定		地区サービス事務所を中心として、地域共通の課題について話し合う場づくりについて検討していきます。	地域振興課、地区サービス事務所
		19～20年度実施策	地域の住民がともに考え話し合うことができるよう、「地区連絡会」や「区民と区長の懇談」等の場を活用しながら、地域の課題を整理していきます。	

(3) 時代に合った公益法人等に見直します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
19	公益法人等の役割分担・活性化方策等の検討	公益法人等の効率的な運営と財政的自立に向けた経営改善を促すとともに、区の支援のあり方について検討します。	行革推進課、国際交流課、産業経済課、健康福祉計画課、高齢福祉課、都市計画課、環境保全課、企画調整課
	19～20年度実施策	公益法人等の経営改善を促進し、区との役割分担・区との関与のあり方について検討します。	

第2 無駄をなくし、税金を有効に活用します

1 合理的で時代に合った施策に改革します

(1) 合理的な決定をするための判断材料を用意します(再掲)

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
11	事業評価制度の充実	再掲 P. 17	
12	行政総合データベースの構築と有効活用	再掲 P. 17	

(3) 時代やニーズに合わせて事務事業を見直します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
24 社会経済状況の変化に合わせた事務事業の見直し			
2	三田フレンズ店舗施設活性化支援事業の見直し	地下一階の店舗の有効活用を図るため、条例の改正を含めた抜本的な見直しをします。	産業経済課
	19～20年度実施策	使用料の長期滞納店舗に対し法的手段を含む対策を実行します。また、空き店舗部分の今後の活用方法について検討します。	
11	心身障害者センター歯科診療の委託経費の見直し	設置目的及び医師等の配置体制の見直しを検討します。	健康推進課
	19～20年度実施策	今後も歯科医師会との協議を定期的実施し、医師等の配置体制の見直しと併せて、診療日数の拡大を図ります。	
15	興津健康学園の見直し	健康学園の今後のあり方について検討します。	学務課、企画調整課、指導課
	19～20年度実施策	すべての児童を対象とした健康教育推進の基本的な考え方をまとめる中で、興津健康学園の今後のあり方を検討するとともに、さらなる運営経費等の効率化を図ります。	
24	学校開放(校庭開放・体育館開放・プール開放)の見直し	利用状況や事業の効率性等から、体育館の個人開放、スポーツ開放、プール開放等を見直します。	スポーツ振興課
	19～20年度実施策	19年度末に南部地区プール(碑小学校内)が区民公開されるのに合わせ、第九中学校のプール開放を廃止します。	
27	樹木等の保護手入れの見直し	保存樹木制度の見直しを検討します。	みどりと公園課
	19～20年度実施策	平成18年10月に改定した「みどりの基本計画」に基づき、みどりの保全・創出を推進するため保存樹木制度について見直しを検討します。	

28 新規	地域包括ケア推進体制の確立	高齢者を地域で総合的に支える地域包括ケアを推進するための体制を整備します。	包括支援調整課
	19～20年度実施策	高齢者を地域で総合的に支える地域包括ケアを推進するため、本庁の担当組織を整備するとともに、地域包括支援センターと保健福祉サービス事務所のあり方等を検討します。	
25 補助金等の見直し			
4	公益法人等補助金 の見直し	(No 19 に統合)	行革推進課、国際交流課、産業経済課、健康福祉計画課、高齢福祉課、都市計画課、環境保全課、企画調整課
5	経営安定資金特別融資の見直し	景気動向を踏まえ、より実効性のある対策を打ち出すために従来の利子補給率、信用保証料補助の見直しを検討します。	産業経済課
	19～20年度実施策	区内中小企業の景気動向を見定めて、制度の存廃を含めた見直しを検討します。	
6	プレミアム共通商品券の見直し	プレミアム共通商品券の見直しを含め、新たな販売促進策を支援します。	産業経済課
	19～20年度実施策	区商連が設置する「研究会」を支援するとともに、新たな販売促進策を支援します。	
12	商店街活性化事業の見直し	商店街振興プランの策定を踏まえ、商店街の自助努力の促進や効率的な活性化支援の視点から、補助内容を見直します。	産業経済課
	19～20年度実施策	新たな商店街振興プランを踏まえ、商店街の自助努力の促進や効率的な活性化支援の視点から、補助内容を見直します。	
13	狭あい道路拡幅整備事業の見直し	建築基準法に基づく後退を促し、道路拡幅を進める効果的、効率的な方策を検討します。	都市整備課
	19～20年度実施策	整備委託工事の工事内容及び助成金の見直しについて検討します。	
28 地域のルールの徹底による見直し			
1	放置自転車対策の推進	放置自転車対策として、駐輪場の整備、放置自転車の撤去の強化、啓発活動を進めていきます。また、処分方法を変更し、経費の縮減に努めます。	道路管理課
	19～20年度実施策	目黒区放置自転車対策基本計画に基づいた駐輪場の整備を図るとともに、放置自転車の撤去の強化を継続実施することにより、放置自転車対策を推進します。	
2	違法「捨て看板」対策の強化	違法な屋外広告物撲滅のため、共同除去を警察署等の関係機関の協力を得ながら実施し、警察署にパトロール強化を要請するほか、業者の是正・指導に努めます。また、撤去経費の縮減を図りながら、区民団体等との連携を更に強め、協力を得ていきます。	道路管理課
	19～20年度実施策	目黒区違反広告物（捨て看板）除却協力員の充実を図り、違反広告物の除却を推進します。	
3	違法駐車防止業務の効果的見直し	違法駐車等防止指導員による防止活動の効率化を図りながら、地域住民、警察、区の役割を明確にし、違法駐車をさせないための啓発活動を行います。	道路管理課
	19～20年度実施策	警察署等の関係機関との連携を図りつつ、駐車違反取り締まり活動の進捗に合わせて重点地域における違法駐車対策を推進します。	

	4	区道・緑道・公園の維持管理における協力体制	区道・緑道・公園の清掃について、地域のボランティアの協力を得て実施する仕組みを作ります。	土木工事課、みどり公園課
		19～20年度実施策	・区道の清掃については、地域団体との連携を図り、(削除)住民が参加しやすい仕組みづくりを行います。(土木工事課) ・「住民参加による公園活性化のための要綱」等を活用し、住民の主体的な参加による公園の管理運営を図ります。(みどりと公園課)	
新規	5	まちの環境美化の推進	区、区民、地域団体、事業者等が協働して、ポイ捨て防止の啓発活動、清掃活動等を行うことによりまちの環境美化を進めていきます。	環境保全課
		19～20年度実施策	ポイ捨て行動につながるおそれのある歩行喫煙について、禁止指定地域をモデル的に設けることで規制を強化し、目黒のルール化を図ります。	
29 ごみ減量への取組とリサイクル事業の促進				
	1	ごみ収集・運搬作業の効率化の推進	ごみ、資源量を推計し、作業計画を策定する中で、ごみ集積所の改善等、区民へのきめ細かな対応を図りながら、効率的な収集・運搬作業の体制を整備します。	ごみ減量課、清掃事務所
		19～20年度実施策	ごみ・資源量の推計に基づき、作業計画を策定し、ごみ集積所の改善等や区民・事業者への啓発等きめ細かな対応に配慮しながら、効率的な収集・運搬体制を整備していきます。	
	2	資源回収活動の拡大	区独自の方式による集団回収の普及やびん・缶の分別回収ポイントの拡大などに取組みます。	清掃事務所
		19～20年度実施策	びん・缶・ペットボトルについては、ごみ減量効果等を検証した上、20年度を目途に区内全域で事業を展開します。 また、古紙については、住民の自主的活動である集団回収を未実施の町会・自治会に勧奨し、その普及を促進しながら、区による分別回収と町会等による集団回収とが並存している現在のしくみをおおむね21年度には一元化していきます。	
	3	清掃協力員活動や学習の支援等の充実	清掃協力員活動の支援の充実やごみゼロキャンペーンなど区民との協働による事業展開を推進するとともに、ふれあい指導の更なる充実、環境学習の支援、バス見学会などによる普及・啓発を進めます。	ごみ減量課、清掃事務所
		19～20年度実施策	清掃協力員活動の支援の充実やごみゼロキャンペーンなど区民との協働による事業展開を推進するとともに、ふれあい指導の更なる充実、小中学校・保育園などでの環境学習の支援の推進、バス見学会などによる普及・啓発を進めていきます。(清掃事務所) ・一般廃棄物処理基本計画及び環境学習推進計画を踏まえ、循環型社会形成に向けて、区民・事業者と協働しながら、より効果的な広報・啓発を行います。(ごみ減量課)	
新規	5	廃プラスチックリサイクルの促進	不燃ごみに混入している資源の徹底回収をめざし、廃プラスチックの再生利用を促進します。さらに、それでも残ってしまう再資源化が困難な廃プラスチックについては、可燃ごみとして熱回収(サーマルリサイクル)する仕組みを構築していきます。	ごみ減量課、清掃事務所
		19～20年度実施策	ペットボトル・資源プラ(識別マークのついたプラスチック製容器包装)・びん・缶の分別回収モデル事業と再利用困難な廃プラスチックのサーマルリサイクルモデル収集事業を平成19年10月から区内20%の地域で立ち上げます。 20年度は、モデル事業の結果を検証した上で、区内全域での事業展開を行います。	
30 保養施設等の見直し				
	1	箱根保養所の効率的運営	箱根保養所について、受付業務の効率化を図るとともに、今後のあり方について検討していきます。	地域振興課
		19～20年度実施策	・契約事務改善実施策に基づき委託業務の業務評価等を適切に行い、サービスの更なる改善・向上を図るとともに、PRの充実等により、利用率の向上を目指します。 ・今後の直営保養施設のあり方や管理運営の更なる効率化について、引き続き検討します。	

31	福利厚生事業の見直し	社会状況や職員ニーズの変化などを踏まえ、事業の委託も視野に入れて全面的な見直しを行います。	人事課
	19～20年度実施策	・職員住宅のあり方と使用料引き上げについての検討を進めます。 ・特別区職員互助組合の制度見直しに合わせ、互助会事業について検討を進めます。	
34	保育園の見直し		
	1 公設民営方式の導入(指定管理者制度 ¹ の導入)	保育ニーズの多様化を踏まえ保育園の公設民営化を進めていきます。	保育課
	19～20年度実施策	第二田道保育園については指定管理者制度を活用し平成20年度を目途に公設民営化を実施します。	
	2 区立保育園給食調理業務の委託化	調理職員の退職者数を踏まえたうえで業務委託の実施策を検討します。	保育課
	19～20年度実施策	当面、再任用職員等の活用により効率化を図ります。	
	3 保育園用務の非常勤職員等の活用	用務業務で非常勤職員等の活用を図ります。	保育課
	19～20年度実施策	再任用職員等の活用により効率化を図ります。	
36	幼保一元化施設(認定こども園)の検討	幼児教育の新たな展開と多様化を図るため、就学前の幼児の教育・保育を一元化した施設の具体化について取り組んでいきます。	教育改革推進課、保育課
	19～20年度実施策	幼保一元化施設(認定こども園)の実現に向け具体的な内容を検討し、私立幼稚園等への支援策や区立幼稚園に関する整備計画等をまとめます。	

2 発想を変えて、経費の節減や資源の活用を図ります

(1) 仕事の手順や発想を変えて経費の節減に努めます

番号	改革項目 具体策	取組目標	所管
37	「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステムの運用	ISO14001の更新審査を経て、一事業所としてシステムの充実を図るとともに、地球温暖化防止のため、区施設全般において環境負荷低減活動をより推進していきます。	環境保全課、全部局
	19～20年度実施策	・19年度にISO14001の認証登録を更新します。 ・区施設全般において環境負荷の低減及び温室効果ガスの排出量削減の取り組みを推進します。	
38	事務改善の推進		
	1 情報化による事務改善の推進	セキュリティに配慮しながら、情報化ビジョンの具体化を進め、L G W A N (総合行政ネットワーク) ⁽¹⁶⁾ などネットワーク技術を活用した事務処理の情報化を支援します。	情報課
	19～20年度実施策	次に掲げる内部情報システムを導入し、電子化の推進による全庁的な業務改革の実現を目指します。 19年度稼働：文書管理システム、人事給与システム、共通基盤 19～20年度稼働：庶務事務システム 19～21年度稼働：財務情報システム	
	2 文書管理システムの改善	(No 3 8 -1に統合)	総務課
	4 出納審査事務の効率化	(No 3 8 -1に統合)	収入役室
	5 用品制度の見直し	機動的な納入方法等により、使い勝手のよい制度となるよう、用品制度のあり方について検討します。	収入役室、情報課、財政課、契約課
	19～20年度実施策	これまでの調査・検討をふまえ、20年度の新財務会計システムの導入にあわせて、新制度への移行を進めます。	

39 施設の営繕、維持管理業務の効率化			
1	公共施設の計画・設計・修繕に係る業務の効率化	積算業務以外の公共施設に関わる設計、施設巡回点検業務等を整理し、可能な限り委託化を進めます。	施設課、土木工事課、街路整備課、みどり公園課
	19～20年度実施策	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路及び橋りょうなどの整備において、高度な専門性が必要かつ専門業者の設備や技術を活用することが効率的な場合は、設計業務等の委託化を検討します。（土木工事課・街路整備課） ・公園整備の計画・設計段階における住民参加の運営や設計業務について、専門性及び人手を要するものについては積極的に委託化を進めます。（みどり公園課） 	
3	業務委託仕様書及び予定価格積算の見直し	施設管理業務の見直しと改善を図り、適正な施設の維持管理を進めていきます。	契約課
	新規 19～20年度実施策	18年度に実施した施設管理業務の現状分析・評価等の調査結果を踏まえ、仕様や業務の内容について引き続き課題を整理し、業務改善の検討を進めます。	
40 公共工事のコスト縮減			
1	VE ⁽¹⁷⁾ の活用(工事コストの低減)	コスト縮減検討会等の報告に基づき対象施設を選定するなど、計画的に実施していきます。	施設課、土木工事課、街路整備課、みどり公園課
	19～20年度実施策	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き整備箇所の経過を観察するとともに、条件が適合する工事を計画的に施工していきます。 ・課内コスト縮減検討会において、施設建設・施設維持管理コストの縮減などについて検討を引き続き進めます。（みどり公園課） ・目黒区契約後VE試行実施要綱に基づいて実施していきます。（施設課） 	
2	公共施設の長寿命化(ライフサイクルコストの低減)	公共施設の保全において、予防保全と事後保全をバランスよく行い、一層の耐久性の向上など、長寿命化に向けた検討を進めます。	施設課、土木工事課、街路整備課、みどり公園課
	19～20年度実施策	<p>建設コスト縮減検討会などの検討結果に基づき、舗装ライフサイクルコスト低減策を順次実施します。（土木工事課・街路整備課）</p> <p>費用対効果を踏まえた施設修繕や部材の交換時期などの検討を引き続き進めます。（みどり公園課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画修繕の考え方にそってきめ細かな点検等を行い長寿命化に努めます。なお、将来の間取り変更にも対応できるような設計に努めます。（施設課） 	
3	環境配慮型の工事の実施(社会的コストの低減)	ISO14001の取組みを徹底し、建設副産物対策の推進や環境改善策による環境負荷の低減など、環境配慮型の工事を推進していきます。	施設課、土木工事課、街路整備課、みどり公園課
	19～20年度実施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象対策として保水性舗装や遮熱性舗装工事に取組むとともに、建設副産物の有効活用に努めます。（土木工事課・街路整備課） ・チェックシートを活用し、工事における環境への負荷を低減するための取り組みを行います。（みどり公園課） ・ISO14001に基づく環境配慮型公共事業の実施においては、建築工事環境配慮チェックシートに基づき公共工事を実施します。（施設課） 	
41 契約方法等の改善			
1	電子入札制度等の活用	16年度運用を開始した電子調達システムを活用し、電子入札を実施します。	契約課
	19～20年度実施策	電子入札を活用した契約の対象範囲を拡大します。	

2	技術提案方式等の活用と体制整備	工事はもとより、コンサルタントやシステム委託などの発注において、民間の技術力をより活用する仕組みと技術力による競争を促進するため、技術提案方式や入札時VE ^(**18) 等の手法を実施します。また、技術提案の評価体制を外部からの活用も含め構築していきます。	契約課、全部局
	19～20年度実施策	契約事務改善実施策に基づき、民間の技術力をより活用する仕組みを構築し、技術力を反映した競争性を高めるため、多様な入札方式の活用（公募型指名競争入札・プロポーザル方式・VE方式・総合評価方式など）を進めます。	
3	契約改善策の実施	区政の透明性向上検討委員会提言に基づく契約改善策について、順次実施します。	契約課
	19～20年度実施策	区政の信頼と透明性の向上を図るため、契約事務改善実施策に基づき、取り組みを進めます。さらに、実施した内容については、課題等を整理し改善策を検討するなど契約全般のマネジメントサイクルの中で、恒常的な改善を図ります。	

(2) 区の施設を有効に活用します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
42 既存施設の有効活用				
1	空き教室の有効活用	区立学校の施設活用計画に基づき、教育の枠を越えて空き教室の積極的な活用を進めていきます。		学校施設計画課、政策企画課、全部局
	19～20年度実施策	順次実施します。		

(3) 財産の売却などを進めます

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
43 未利用地の売却				
1	伊東保養所等区所有地の売却	公示価格、土地取引等の環境の変化を見極めたうえで、売却の時期を検討します。		契約課、政策企画課
	19～20年度実施策	伊東保養所については、公示価格、土地取引等の環境の変化を見極めたうえで、売却の時期を検討します。その他暫定利用を行っている用地等のうち、状況の変化により取得した時点の目的に沿った利用が困難なものについては、目的を変更し活用を図るか、売却を進めます。		

3 低コストで効果のあるサービスを目指します

(1) 民間活力により低コストを実現します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
44 外部委託の適正化及び効率化				
1	外部委託のガイドラインの適切な運用	外部委託の基本的な考え方をまとめ、適切な外部委託を実施し効率化を図ります。		行革推進課
	19～20年度実施策	19年度に外部委託のガイドラインを策定し、適切な外部委託を促進します。		
2	コンサルタント委託経費の見直し	コンサルタント委託は、高度な専門性を有する業務等、活用対象を必要最小限の範囲とします。		行革推進課
	19～20年度実施策	外部委託のガイドラインを検討する中で、考え方を整理します。		

45 各種業務の委託の推進			
2	自動車運転業務の見直し	全庁的に必要最小限の職員配置とするため、退職不補充により、非常勤化や運行管理委託等を進め、効果的・効率的な執行方法としていきます。	総務課
	19～20年度実施策	退職する自動車運転職については、退職不補充とし、非常勤化や委託化を進めます。	
4	高齢者センター業務の委託化	指定管理者制度導入を視野に入れ、介護予防拠点として高齢者センターの事業・機能を見直します。	高齢福祉課
	19～20年度実施策	指定管理者制度導入を視野に入れ、介護保険制度地域支援事業における介護予防を進めるための拠点としての高齢者センター事業・機能を見直します。	
5	土木・公園維持作業の見直し	土木・公園事務所の運営方法の検討や業務委託の活用、体制の一体化、職域拡大など、総経費の抑制を図りながら、土木・公園維持作業の効率化を図ります。	土木工事課、みどり公園課
	19～20年度実施策	これまでの取組みに引き続き、業務委託など民間事業者活用の拡大や土木事務所の運営方法の改善などにより、土木公園維持作業の効率化を進めます。	
6	住区掲示板・街区案内板の維持管理運営の委託化	住区の公営掲示板や住居表示を示した街区案内板に企業等の広告を掲載し、その収入により民間団体等が維持管理運営を行うことにより区の財政的負担を軽減していきます。	政策企画課、戸籍住民課、地区サービス事務所
	19～20年度実施策	引き続き広告掲載の募集から維持管理の手法について、検討を行います。	
7	学校警備の機械化促進	常勤職員の退職不補充により、機械警備化を促進します。	企画調整課
	19～20年度実施策	19年度2校、20年度に1校で学校警備の機械化を図ります。	
8	学校給食調理業務の民間委託	栄養士を配置し、きめ細かな献立の作成や給食指導、栄養指導の充実を図りながら委託を行います。	学務課、企画調整課
	19～20年度実施策	退職者数に応じて、小学校の給食調理業務の委託を推進します。	
46 公の施設の管理運営の効率化			
2	福祉工房運営の効率化	福祉工房のサービス体系を障害者自立支援法に基づき見直します。施設管理運営については指定管理者制度を導入します。	障害福祉課
	19～20年度実施策	東が丘福祉工房について、平成19年4月から障害者自立支援法に基づく新サービス体系に移行し、指定管理者制度を導入します。	
3	公園維持管理の効率化	公園面積の増加に伴い、管理経費も増大するため、委託契約内容や直営作業のあり方等について、一層の効率化の観点から見直します。	みどりと公園課
	19～20年度実施策	業務委託など民間事業者活用の拡大や公園維持作業の効率化を進めるとともに、指定管理者制度の導入を検討します。	
4	社会教育館の管理運営の効率化	社会教育館の専門性の確保と円滑かつ効率的な運営を図るため、専門職非常勤職員の充実、施設管理業務の委託化及び常勤職員体制の見直しを行います。	地域学習課
	19～20年度実施策	常勤職員体制を見直すとともに、受付業務の委託化を進めます。	
7	体育館の管理運営の効率化	民間委託の拡大や非常勤職員の活用等により、体育館の管理運営の効率化を図ります。	スポーツ振興課
	19～20年度実施策	指定管理者制度の導入を前提とし、具体的な検討・準備を進めます。	

	8	指定管理者制度の活用	地方自治法の改正により創設された指定管理者制度について、区の施設への導入について検討します。	行革推進課、施設の管理所管
		19～20年度実施策	平成18年度策定の「直営施設における指定管理者制度の導入プラン」に基き、可能なものから順次導入していきます。	
47 情報処理体制の効率化				
	1	情報処理業務の見直し	システム運用、アプリケーション運用等各種業務の見直しをさらに進めます。	情報課
		19～20年度実施策	住民記録・税務・国民健康保険等の基幹システムについて、汎用コンピュータ以外を利用したシステムへの移行の検討を行います。	
48 福祉分野の民間活力の活用				
	1	介護保険施設の運営等の見直し	特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、在宅介護支援センターについて、社会福祉事業団と協議しながら、介護報酬相当額による運営について検討します。	高齢福祉課
		19～20年度実施策	指定管理者制度を導入し、平成20年度までに介護報酬相当額による運営を実現することを基本としていきます。	
49 社会資本整備への定期借地権等の活用				
	1	上目黒一丁目旧国鉄清算事業団跡地の活用	定期借地権方式の活用により、民間主導による周辺環境との調和のとれた活力のあるまちづくりを進めます。	政策企画課
		19～20年度実施策	定期借地権方式により、民間活力の活用による周辺環境との調和の取れたまちづくりを進めるよう東京都と協議し具体化を図ります。	

(2) 効果的・効率的に人材を活用します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
50 非常勤職員の効果的配置				
	1	電話交換業務の非常勤活用	総合庁舎の電話交換業務を職員の退職にあわせ、非常勤職員等を活用します。	庁舎管理課
		19～20年度実施策	退職する常勤職員は退職不補充とし、人材派遣等を活用します。	
	2	老人いこいの家管理運営の非常勤活用	非常勤職員を活用し、管理運営の効率化を図ります。	高齢福祉課
		19～20年度実施策	退職常勤職員の後任に非常勤職員を配置し、管理運営の効率化を図ります。	
	4	学童擁護業務の非常勤活用	非常勤職員の活用を図ります。	企画調整課
		19～20年度実施策	20年度に2校で学童擁護業務の非常勤活用を図ります。	
51 臨時職員の効果的配置				
	1	産休・育休代替臨時職員の活用	保育園や児童館・学童保育クラブにおける産休・育児休業等への対応については、臨時職員などの活用を図るとともに、原則的に常勤職員による対応を廃止する方向でさらに職員配置の効率化を図ります。また、他の職場においても、産休・育児休業代替として臨時職員の連続雇用を活用するなど、有効な対応を検討し実施していきます。	人事課、子育て支援課、保育課
		19～20年度実施策	産休・育児休業への対応は、臨時職員、人材派遣、連続雇用の臨時職員等を活用します。	

52 派遣社員の活用			
1	専門的な資格を必要とする職場の欠員対応としての人材派遣の活用	保育園、児童館などにおける欠員に対応するため、専門的な資格、経験等を生かし、円滑な代替対応ができるように、人材派遣などの活用を検討します。	人事課、関係所管課
	19～20年度実施策	専門的な資格や経験を要する職場における派遣職員の可能性を検討し、活用します。	
2	内部管理業務(総務関係業務等)への人材派遣の活用	職員の福利・給与・研修業務等の業務委託化や人材派遣の活用を研究・検討していきます。	人事課
	19～20年度実施策	福利・給与・研修業務などの内部管理業務について、業務委託化や人材派遣の活用の可能性について検討します。	

4 収入の確保に努めます

(1) 多様な収入の確保を進めます

番号	改革項目 具体策	取組目標	所管
55 多様な収入の確保策の検討			
1	施設の建設・運営資金調達のためのネーミングライツ(命名権)手法の導入	ネーミングライツに適する大規模施設等の建設・改築に併せ、検討します。	政策企画課
	19～20年度実施策	区有施設の建設・改築等の動向を見ながら導入の適否を検討します。	
2	広告収入の確保	広報紙や区のホームページ等への広告掲載により、収入を確保します。	広報課
	新規 19～20年度実施策	広報紙や区のホームページ等への広告掲載について検討します。	

第3 サービス提供者としての職員改革を進めます

1 区民の立場に立って行政サービスを行います

(1) 区民が満足できる窓口サービスを提供します

番号	改革項目 具体策	取組目標	所管
56 窓口サービスの向上			
1	窓口サービスの具体的な向上策	職員の窓口サービスを評価し、さらにサービスを向上させる取組を行います。	区民の声課、全部局
	19～20年度実施策	担当業務についての正確な知識の習得とあわせて、情報の共有化と連携強化と図りながら、全庁的な窓口サービス向上のための研修や取り組み等の実施により、職員の区民対応の能力向上を図ります。	

(2) 区民の感覚を鋭敏に感じ取る職員を育成します

番号	改革項目 具体策	取組目標	所管
57 職員の地域ボランティアへの参加の促進			
1	普及啓発による参加の促進	ボランティア活動情報の提供方法を工夫し、ボランティア休暇の活用や休日等の有効利用により活動への参加を促進します。	人事課
	19～20年度実施策	休日等の有効活用による地域活動、福祉活動等、職員の積極的なボランティア活動への参加の促進を啓発します。また、ボランティア活動情報の提供方法を工夫し、ボランティア休暇の活用による参加促進を図ります。	

(3) 区民からの意見に迅速に対応します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
6	相談機能の充実	再掲 P.15	

2 やる気・チャレンジ精神を持ち、より良い区政を進めます

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
58	総合的な人材育成計画の策定	「人材育成・活用基本方針」に基づき人事異動等や職員研修の改善見直しを行っていきます。	人事課
	19～20年度実施策	人事給与制度の検討を踏まえ、「目黒区人材育成・活用基本方針」の見直しに取り組みしていきます。	

(1) 職員の意欲や成果に応える人事・給与制度に改善します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
59 総合的な人事・給与制度の構築			
	1 人事考課制度の給与等への総合的な活用	職員の能力・意欲を最大限に引き出す観点から、職員の能力や業績を適切に評価し、給与上の処遇等に反映させていきます。	人事課
	19～20年度実施策	職員の能力や業績を適切に評価する新たな評価制度を確立し、その結果を平成20年度から給与上の処遇に反映させていきます。	
60	人事異動の見直し	「人材育成・活用基本方針」をもとに、適材適所の人事配置や、人材育成の観点からの計画的なジョブローテーションを実施します。	人事課
	19～20年度実施策	「目黒区人材育成・活用基本方針」の実現に向けた実施計画に基づき、ジョブローテーションの実施、複線的なキャリア活用・更新制度（幅広い視野を持つ職員を育成することを基本としつつ、能力・適性に応じた専門的な分野での人材育成・活用も可能とする制度）の実施等、人事異動制度を見直します。	

(2) 職員参加により施策を推進します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
61	職員提案制度の見直し	政策に関わる情報の共有化を進め、職員の問題意識を高めながら、実現性の高い効果的な制度に見直します。	政策企画課
	19～20年度実施策	有効に機能し、職員が参加しやすく負担の少ない制度としていきます。	

(3) 管理職のリーダーシップと能力開発を進めます

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
62	管理職員等の研修の見直し	管理職員を対象とした経営セミナーや民間セミナーへの派遣研修等、さらに意欲や職責上強化すべき能力の向上を重視した研修へと見直します。	人事課
	19～20年度実施策	管理職を職場の人材育成の責任者と位置づけ、マネジメント等に必要な能力向上の研修を実施していきます。	

(4) チームワークの向上を図ります

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
63	IT(庁内イントラネット等)の活用	庁内イントラネット ^(*)19) をはじめとするITを有効に活用し、情報の共有化により職場の活性化を図ります。	行革推進課、情報課
	19～20年度実施策	情報の共有化と事務改善、事務の効率化を図るとともに、情報システムの全体最適化を図るために、内部情報システムを構築します。 内部情報システムでは、人事給与システムと財務情報システムの更新と文書管理システム、庶務事務システムの新規導入を行います。	

3 時代に合った能力・感覚を身に付け、区政の質を向上します

(1) 積極的に情報を収集し、職員間で有効活用します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
64	ITの活用による情報の共有化と有効活用			
	1	ナレッジマネジメントシステムについての調査・研究	グループウェアの各機能を十分活用し、職員間の情報共有を進めるとともに、より本格的なナレッジマネジメントシステム ⁽²⁰⁾ について調査・研究を行います。	情報課
	19～20年度実施策		19年度稼働を目指す文書管理システムの構築に合わせて、効果的な情報蓄積・活用が可能な仕組みを検討します。	

(2) 区民との協働を進めるために必要な能力の向上を図ります

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
65	職員研修の充実			
	4	地域の中での研修の実施	職員が新たな施策を展開する上で、目黒区の地域特性について掘り下げて研究し、共通理解を図っていくため、職層や職種を越えたグループ方式による研修を実施します。	人事課
	19～20年度実施策		地域や住民要望の実際を確認することにより、地域特性・課題の理解を深める研修を実施していきます。	

(3) 時代・区民ニーズに合った意識への改革を図ります

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
66	職員のコスト意識の徹底		業務執行のコストを職員一人ひとりが意識し、自ら人件費の抑制を図るよう、職員の意識の徹底を図ります。	行革推進課、政策企画課、財政課、人事課、全部局
	19～20年度実施策		「目黒区行財政改革大綱・年次別推進プラン」改訂や「中長期的な定数管理の考え方」策定を踏まえ、コスト意識の徹底と人件費抑制について職員の意識を高めるよう努めます。	
67	派遣交流制度等を活用した能力向上		職員を国・都や他区、財団法人、民間企業などに派遣し、意識面や知識・技術面の向上を図ります。	人事課
	19～20年度実施策		医療技術系等の少数職種を中心とした特別区相互間の派遣交流制度を活用し、意識・知識・技術面の職員の能力向上を図っていくとともに、国・他団体・民間企業等への派遣について検討します。	

第4 着実に改革を進めて自治の基盤を強化します

1 財政の健全性を確保します

(1) 財政運営を計画的に行います

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
68	経常収支比率の抑制		経常収支比率 ⁽²¹⁾ については、長期的には適正範囲とされる70～80%を目指し、当面、人件費や既定一般事務事業費の削減などにより、経常的経費 ⁽²²⁾ 充当一般財源の抑制に努めます。	財政課
	19～20年度実施策		数値目標として、特別区平均値程度とすることを旨とします。	

69	特別区債発行額及び公債費の抑制	特別区債の発行を計画的に抑制し、特別区平均程度の公債費比率を目指します。	財政課
	19～20年度実施策	将来的に公債費比率の抑制につながる計画的な特別区債の発行を行います。	
70	基金の有効活用	基金への財源留保に努め、特別区平均レベルの基金残高を目指します。	財政課
	19～20年度実施策	計画的な基金への財源留保に努めます。	

(2) 積極的に歳入の確保を進めます

番号	改革項目		取組目標	所管
		具体策		
72 収入率の向上と滞納等の減少				
1	特別区民税の収納強化	滞納額が累積し納税が一層困難にならないよう、早期に納税交渉を行い、収入率の向上と滞納額の減少に努めます。	滞納対策課	
	19～20年度実施策	「財産はあるが納める意思のない人」に対して、預貯金や不動産、あるいは自動車や絵画・貴金属などの動産に対する差押えを早い段階から積極的に行い、滞納の解消に努めます。差し押さえた財産については、インターネット公売による売却も行っていきます。		
2	国民健康保険料の収納強化	収納推進員による戸別徴収の強化や滞納の早期対応を図るなど、収納率の向上と滞納の減少を図ります。	国保年金課	
	19～20年度実施策	効率的な収納事務態勢を構築し、次の事項を行います。 滞納整理の徹底 督促状の早期発送 収納推進員の効果的な活用 電話催告の強化 臨時窓口の開設 口座振替勧奨の推進 口座振替世帯の未納分の再振替 非課税者の申告勧奨 コンビニ収納の推進 保険証更新に伴う滞納世帯への納付催告の強化(19年度)		
3	負担金・貸付金・使用料等の収納強化	関係所管が連携して取組みを行うとともに、必要に応じ法的な措置を講じます。	収入役室、総務課、産業経済課、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、保育課、住宅課、学務課	
	19～20年度実施策	滞納対策だけでなく、現年分の収納強化に努め、未済を未然に防ぐ対策を引き続き実施するとともに、必要に応じ法的な措置を講じます。		
4	マルチペイメントネットワークの検討	(No4に統合)	収入役室、情報課、税務課、国保年金課、介護保険課、関係所管課	

73 受益者負担の適正化			
1	各種講座・講演会等の費用負担の見直し	テキスト代や材料費等の実費、受講に対する参加費など、適正な受益者負担の観点から、費用負担のあり方を見直します。	行革推進課、全部局
	19～20年度実施策	適正な受益者負担の観点から、費用負担のあり方について検討を行います。	
2	各種健診等への自己負担の導入	がん検診等について自己負担を導入します。	健康推進課、碑文谷保健センター
	19～20年度実施策	各種健診等への自己負担導入について、引き続き医師会等との協議を進めていきます。	
4	保育料の適正化	社会情勢等を踏まえ、適正な受益者負担を検討します。	保育課
	19～20年度実施策	引き続き、保育料のあり方について検討します。	
74	公の施設使用料等の定期的見直し	公の施設使用料について、平成10年度の改定時に講じた経過措置等の解消や、施設利用に係る課題及び受付手続の改善などを図りながら、受益者負担の適正化や社会経済状況の変化を踏まえて定期的に見直します。また、手数料についても定期的に見直しを図っていきます。	行革推進課、全部局
	19～20年度実施策	物価の動向・施設維持管理経費の推移等を注視しつつ、指定管理者制度導入に伴う施設の事業のあり方及び区立幼稚園の保育料の公私格差等について引き続き検討を進め、総合的に判断していきます。	
75	地方税財政制度の改革による財政基盤の強化	財政基盤の強化を図るため、地方分権改革の趣旨を踏まえた国から地方への税源移譲や地方税の拡充をはじめ、国庫補助負担金の見直しや超過負担の解消などについて、国に対し強く働きかけていきます。	財政課
	19～20年度実施策	真に地方分権の趣旨に合った地方税財政制度の改革が推進されるよう、特別区長会や全国市長会による国への要望・要請などを通して、国に働きかけていきます。	
76	都区税財政制度の改善	都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方をはじめとする都区間の検討課題への対応や、合理的・安定的な制度の構築へ向けた取組を進めます。	財政課
	19～20年度実施策	都区間の検討課題について、さらなる改善に向け23区連携して取組んでいきます。	

(3) 歳出の抑制と財源捻出を行います

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
77	既定一般事務事業費の削減	経常的経費の抑制により弾力的な財政構造を実現するため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事務事業の見直しや経費節減により既定経費の一般事務事業費の削減を図ります。5ヵ年の財政計画で削減計画額を設定し、これを基本として予算編成を進めます。	財政課、全部局
	19～20年度実施策	新たな予算編成手法及び財政計画に沿った事務事業の見直しや経費節減により、既定経費の一般事務事業費の削減を図ります。	

78	新規・臨時経費の計画的管理	中期的な見通しを持って計画的な財政運営を進めるため、実施計画事業以外の一般的な新規経費及び臨時経費について、5か年の財政計画で計画額を設定し、これを基本として各年度の予算編成を進めます。	財政課、全部局
	19～20年度実施策	予算の総額管理及び枠配分方式により、既定経費の抑制と新規・臨時経費の計画的管理を行います。	
79	特別区債の繰上げ償還等	政府資金により過去に高い利率で借り入れた特別区債の繰上げ償還について可能となるよう、国に働きかけていきます。	財政課
	19～20年度実施策	過去に高い利率で借り入れた政府資金の起債について、繰上げ償還が可能となるよう、全国市長会の国への要望などを通して、国に働きかけていきます。	
新規	介護保険給付の適正化	介護サービス事業者等に対する指導監査により介護サービスの質の向上を図るとともに、事業者の不正・不適切な給付請求に対する指導・監督により、保険給付の適正化に努めます。	介護保険課
	19～20年度実施策	介護保険の地域密着型サービス等の事業者・施設に対する指導監査の実施と、給付適正化システムの活用により、介護サービスの質の向上と介護給付の適正化を図ります。	

2 計画的な職員定数管理により簡素で効率的な執行体制を確立します

(1) 削減目標を設定し職員数の適正化を図ります

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
80	職員数の削減目標	16～20年度の5年間で、2,645人(15年4月1日現在)の10%程度の職員数の削減を目標とします。	行革推進課
	19～20年度実施策	事務事業の見直し、効率化に努め、目標である16～20年度の5年間で職員数265人を削減します。	
81	職員定数適正化計画の推進	職員数の削減目標を踏まえつつ、計画的に職員数の適正化を図るため、職員定数適正化計画を策定し、進めていきます。適正化を進めるにあたっては、中長期的な視点に立って、職員の年齢構成や事務量等の変動を見据えながら、必要な分野への振替を行い、有効活用を図ります。なお、計画にない見直しについても、状況の変化等に伴い的確に対応し、適時行っていくものとします。	行革推進課、全部局
	19～20年度実施策	職員定数適正化計画に沿って職員数の適正化を進めていきます。適正化を進めるにあたっては、中長期的な視点に立って、職員の年齢構成や事務量等の変動を見据えながら、区民サービスの向上につながるよう、人材育成や効率的な配置に努めます。なお、計画にない見直しについても、状況の変化等に伴い的確に対応し、適時行っていくものとします。	
82	非常勤職員数の管理	効率的な配置を行うため非常勤職員総数の適正な管理を行っていきます。	行革推進課、人事課、全部局
	19～20年度実施策	配置の必要性を精査しながら、必要最小限で効率的な配置ができるよう引き続き取り組んでいきます。	

(2) 人件費を抑制します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
83	人件費の削減		新規採用を一定程度確保しながら、職員数の計画的な削減に努めます。	行革推進課、財政課、人事課、全部局
	2	特殊勤務手当等の見直し	職員の勤務形態の変化等を踏まえ、定期的に特殊勤務手当 ⁽²⁶⁾ の見直しを行っていきます。	人事課
		19～20年度実施策	3年ごとの見直しを行っており、社会状況、国・他団体の動向を踏まえ、平成19年度に必要な見直しを行うとともに、その後も定期的に見直しを行っていきます	
	3	時間外勤務手当等の縮減	会議の効率化、仕事の手順の見直し、臨時職員の効果的な活用等により、時間外勤務手当等の縮減を図ります。	人事課、全部局
19～20年度実施策		業務内容を精査し、臨時職員の活用や一部業務委託を行うなど執行方法の効率化を行い、ノーマル残業デーの徹底などにより時間外勤務手当の縮減を図ります。		

3 自立的な経営を確立し、自治体としての責任を果たします

(1) 迅速・的確な自治体経営を行う体制を整備します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
87	プロジェクトチームの活性化		特定課題に迅速に対応できる組織のあり方や仕組みについて検討します。	政策企画課
	19～20年度実施策		「プロジェクトチームの設置・構成の基準等について」に基づき、プロジェクトチームの活性化を図り、各所管での課題等に取組んでいきます。	
88	権限委譲等の促進		組織目標に基づく各部局の主体的で迅速な政策立案、実施、改革が行えるよう、予算編成・組織整備・人事・定数などに関し、一定の権限の委譲を進めます。	行革推進課、財政課、人事課、契約課
	19～20年度実施策		各部局が主体的で効率的な運営が行えるよう、必要な権限委譲を検討します。	
89	権限・責任の伴った組織の整備		権限と責任を明確にし、迅速・的確な対応が行える組織のあり方を検討します。	行革推進課
	19～20年度実施策		今後の職員構成の推移を考慮に入れ、他自治体の組織体制等も調査し、目黒区に相応しい組織体制を構築します。	
90	担当部課長制の活用		(No 8 9 に統合)	行革推進課
91	管理職ポストの削減		(No 8 9 に統合)	行革推進課

(2) 中長期的な視点に立って経営手法を確立します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
92	計画・予算・事業評価の連携		実施計画の改定に合わせ事業評価を実施し、その結果を計画の改定、予算編成等に反映させていきます。また、施策評価についても研究していきます。	政策企画課、行革推進課、財政課
	19～20年度実施策		実施計画の改定、予算編成手法の改善、行財政改革大綱・年次別推進プランの見直し結果等を踏まえ、一層の連携を図ります。	
93	新たな手法を活用した業務改善		すべての事務事業に関し、環境マネジメントシステムやVEの考え方等を連動させるなど、業務改革の手法を研究していきます。	行革推進課、全部局
	19～20年度実施策		環境マネジメントシステムの部門管理と「新エコ・アクションプログラムめぐろ」の徹底と委託業務等の履行評価の向上に努めます。	

94	VEの活用による事務改善	(No93に統合)	行革推進課、全部局
95	業務改革手法の確立	(No93に統合)	行革推進課、全部局
96	企業会計的手法の活用	バランスシート ^(*28) や行政コスト計算書の作成など、企業会計的手法の区の行財政運営への活用を進めます。	財政課、契約課、収入役室
	19～20年度実施策	バランスシート、連結バランスシート、行政コスト計算書の作成を継続するとともに、国などの動向を踏まえた公会計整備に係る調査研究を行います。	

(3) ITを活用し電子自治体を構築します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
97 ITを活用した電子自治体の構築			
1	インターネット等を活用した広聴機能の拡充	再掲 P.16	
2	インターネットを活用した区民サービスの向上	インターネットを活用した申請・予約や、行政情報の入手など、区民の利便性を高めるサービスの提供を検討し、費用対効果を踏まえながら可能なものから実施していきます。	情報課、全部局
	19～20年度実施策	電子申請システムについて、目黒区電子申請実施計画に基づき段階的に手続きの電子化を進めます。	
3	庁内イントラネットによる事務処理の効率化	グループウェアの各機能を十分活用し、情報の共有化や有効活用を図りながら、事務処理時間の短縮や、ペーパーレス化を推進します。	情報課、全部局
	19～20年度実施策	文書管理システムをはじめとする内部情報システムの構築に合わせて、事務手続きの簡素化や権限委譲など、事務処理方法の見直しを行います。統合型地図情報システム(GIS)について検討します。	
4	情報リテラシー ^(*29) の向上	グループウェア導入に合わせ、ホームページ作成技能やインターネット活用の研修を実施します。	人事課、情報課
	19～20年度実施策	グループウェアやパソコンの基本ソフトの活用のための研修を実施していきます。また、インターネットを活用した研修を検討していきます。	
5	個人情報の保護等、情報セキュリティの充実	個人情報保護制度の充実を図りながら、システムに対するセキュリティ対策強化の一環として第三者によるセキュリティ監査の実施を検討します。	情報課、広報課、全部局
	19～20年度実施策	情報セキュリティ内部監査の充実を図るとともに、第三者による情報セキュリティ監査を実施します。	

平成 1 9 年度の財源確保額と主な取組

平成19年度の財源確保額と主な取組

平成19年度当初予算編成作業の結果、当該年度分として約15億4千万円の財源確保を図りました。

1 歳入の確保

- (1) 区税収入について、収納率の向上と滞納の減少を図りました。
- (2) 受益者負担の適正化の観点から、道路占用料を改定しました。

2 歳出の削減

- (1) 職員定数適正化計画の着実な実施

5か年の削減目標(2,645人(15年4月1日現在)の10%程度)を踏まえ、職員定数適正化計画に沿って充実や見直しを着実に実施しました。増員に当たっては全庁的な優先順位を見極めるとともに、部局内振替を徹底するものとし、削減に当たっては、民間委託の推進、事務事業の見直しを積極的に行いました。非常勤職員についてはその必要性を精査しました。

- (2) 公益法人等の見直し、社会経済状況の変化に合わせた見直し、補助金等の見直し、金銭給付等の見直し、福利厚生事業の見直し、施設の営繕・維持管理業務の効率化、各種業務委託の推進、情報処理体制の効率化、公の施設の維持管理の効率化(指定管理者制度の活用)など、事務事業の見直しにより財源の確保を行いました。

(単位;千円)

改革項目	具 体 策	財源確保計画額	財源確保額
歳入の確保 (計画額は百万円単位に端数切捨て)		3,000	673,769
区税収入	区税について、収入率の向上や滞納等の縮減を図ります。		
72 収入率の向上と滞納等の減少	1 特別区民税の収納強化	-	564,503
その他	受益者負担の適正化など歳入の確保を図ります。		
73 受益者負担の適正化	5 区営住宅使用料の減免制度の見直し	2,828	-
	7 道路占用料の見直し	-	109,006
	中学生海外派遣生徒自己負担金の増額	-	260
歳出の削減		855,000	872,376
職員人件費の削減 (計画額は百万円単位に端数四捨五入)		555,000	472,196
	・職員定数適正化計画における5年間(16~20年度)の削減目標を踏まえて、職員数の適正化を図り、4月1日時点の比較で45人程度の常勤職員を削減。	-	389,482
	83-2 特殊勤務手当等の見直し	-	79,360
	その他(専務的非常勤職員配置数の見直し・電話交換業務補助員配置数の見直し)	-	3,354
事務事業の見直しなど		500,000	562,096
19 公益法人等の役割分担・活性化方策等の検討	・目黒区住宅・街づくりセンター助成金の見直し(住宅・街づくりセンター) ・文化ホール、美術館の運営見直し(芸術文化振興財団)	-	1,273
		-	14,926
24 社会経済状況の変化に合わせた事務事業の見直し	・自転車駅周辺整理委託の見直し	-	9,152
	15・16 小・中学校及び興津健康学園運営費の見直し	-	8,369
	・駐車場借り上げの廃止	-	945
	・めぐろ区報発行方法の見直し	-	1,667

改革項目	具 体 策	財源確保計画額	財源確保額
25 補助金等の見直し	4 公益法人等補助金の見直し (社会福祉協議会・社会福祉事業団)	-	5,135
	・区議会議員互助会への補助廃止	-	400
26 金銭給付等の見直し	・見舞金支給事業の見直し	-	12,999
	2 高齢者電話代補助の見直し	-	6,480
39 施設の営繕、維持管理業務の効率化	・総合庁舎光熱水費の削減	-	18,063
	・総合管理委託料の見直し(中目黒スクエア)	-	2,356
	・区民センター運営の見直し(光熱水費)	-	18,423
	・住区センター運営の見直し(光熱水費)	-	20,317
45 各種業務の委託の推進	・一般健康診断の見直し	-	3,497
	・健康づくり検診の見直し	-	2,556
	3 保健センター検査業務等の見直し	-	3,704
	8 学校給食調理業務の民間委託	-	(9,474)
46 公の施設の管理運営の効率化	2 福祉工房運営の効率化(指定管理者制度導入)	-	(41,986)
47 情報処理体制の効率化	・ホストシステム関連機器及びソフトウェア借上げ等の見直し	-	11,877
	・ホストシステム運用委託契約等の見直し	-	9,649
48 福祉分野の民間活力の活用	3 ふれあい工房の民間への移行(中根ふれあい工房廃止による施設賃借料等)	-	20,807
	3 ふれあい工房の民間への移行	-	(44,152)
	・介護保険施設・障害福祉施設の運営費等の見直し	-	129,386
50 非常勤職員の効果的活用	・学校警備業務の非常勤活用		(19,530)
83 人件費の削減	2 特殊勤務手当等の見直し		(79,360)
その他の事務事業見直し(既定一般事務事業費の削減など)		500,000	260,115
委託化・非常勤職員化などに伴い、必要となる経費		200,000	161,916
19年度改革実施策による財源確保額(当初予算反映分)		858,000	1,546,145

()は主として職員人件費の削減に係る財源確保額で、職員数の削減分と重複するため集計には含めていません。

財源確保計画額欄は、百万円単位にしている欄があり、内訳の合計と合わない場合があります。

職員定数適正化計画

1 充実に係る人員増

番号	計画事項	担当所管	16年度から 18年度まで の増員数	年度別計画人数			5年間の 累計
	内 容			19	20	小計	
5	学校給食調理業務委託に伴う栄養士の配置 委託化に伴い、栄養士を配置し、きめ細かな献立の作成や給食指導、栄養指導の充実を図ります。	学務課、 企画調整課	8	2	2	4	12
8	その他の見直しに係る人員増		120	→			

2 見直しに係る人員減

番号	計画事項 内容	担当所管	16年度から18年度までの削減数	年度別計画人数			5年間の累計
				19	20	小計	
1	企画経営部組織の見直し 政策立案におけるスクラップ・アンド・ビルドの連携強化の観点から所掌事務の整理等を行うなどし、部内の事務の効率化を図りました。	秘書課、政策企画課、行革推進課	5	目標達成			5
2	協働推進担当組織の見直し 協働区民フォーラムの設置、運営等の進捗状況にあわせ、職員配置を見直します。	協働推進課	2	→			
3	予算編成事務の見直しに伴う職員配置の見直し 予算編成に係る事務の効率化を進め、職員配置を見直します。	財政課	1	→			1
4	めぐろ区報編集業務の効率化 非常勤職員の配置や一部業務の委託により、事務の効率化を図りました。	広報課	1	目標達成			1
5	区民の声担当の職員配置の見直し 効率的な執行体制の確立により、職員配置を見直しました。	区民の声課	1	目標達成			1
6	情報処理体制の効率化 システムの管理運用・保守の委託を進めました。	情報課	1	目標達成			1
7	自動車運転業務の見直し 退職不補充により、非常勤化や運行管理委託等を進め、効果的・効率的な執行方法としていきます。	総務課、		2	→		2
8	電話交換業務の見直し 総合庁舎の電話業務を職員の退職にあわせ、非常勤職員等を活用します。	庁舎管理課	3	1	→		4
9	庁舎運営管理業務の効率化 非常勤職員の活用などにより、事務の効率化を図りました。	庁舎管理課	1	目標達成			1
10	人事・給与事務の見直し グループウェアの活用等により事務の効率化を進め、職員配置を見直しました(16年度)。17年度以降、課題等を整理したうえで定型的業務の委託等を検討し、職員の配置を見直します。	人事課	1	→			

番号	計画事項 内 容	担当所管	16年度から18年度までの削減数	年度別計画人数			5年間の累計
				19	20	小計	
11	福利厚生事業等の見直し 福利厚生事業の見直しを行い、職員を削減しました(16年度)。さらに福利厚生事務等について、社会状況や職員ニーズの変化等を踏まえた事業の見直しや委託等による事務の効率化により、職員の配置を見直します。	人事課	1		→		
12	産休・育児休業代替への人材派遣等の活用 保育園における産休・育児休業への対応として、人材派遣等の活用を図ることにより、原則的に常勤職員による対応を廃止する方向で執行体制の効率化を図りました(平成16、17年度)。児童館・学童保育クラブについても同様の対応とするよう引き続き検討していきます。	人事課、子育て支援課、保育課		目標達成			
14	用地売却事務の減少に伴う見直し 用地売却事務の減少を勘案し、担当の配置を見直しました。	契約課	1	目標達成			1
15	公共施設の計画・設計・修繕に係る業務の効率化 積算業務以外の公共施設に関わる設計、施設巡回点検業務等を整理し、可能な限り委託化を進め、職員配置を見直します。	施設課、土木工事課、街路整備課、みどり公園課	1		→	3	4
16	地域振興課事務の効率化 係の間で所掌事務の整理等を行い、課内の事務の効率化を図りました。	地域振興課	2	目標達成			2
17	保養施設等管理の効率化 施設予約の効率化により、職員配置を見直します。	地域振興課	1	⇒	1	1	2
18	統計事務の過員解消等 国勢調査への対応を図りながら、事務の効率化を図ります。また、国勢調査終了後には、時限的に配置した職員の解消を図りました。	地域振興課	6	目標達成			6
19	国民年金事務のシステム化による効率化 国民年金事務のシステム化により、事務の効率化を図り、職員配置を見直しました。	国保年金課	3	目標達成			3
20	区民センター等の管理運営の効率化 総括的な管理委託方式等を踏まえ、さらに効率的な管理運営へと見直しを図りました。	産業経済課		⇒	1	1	1
21	証明発行事務の効率化 住民票の写し等の証明書発行について、非常勤職員を活用するなどし、職員配置を見直しました。	戸籍住民課	3	目標達成			3

番号	計画事項 内容	担当所管	16年度から18年度までの削減数	年度別計画人数			5年間の累計
				19	20	小計	
22	戸籍事務のシステム化に伴う職員体制の見直し 戸籍住民課 戸籍事務をシステム化するなどの効率化を図り、職員配置を見直します。	戸籍住民課					
23	戸籍住民課の職員配置の見直し 外国人登録事務について、非常勤職員を活用するなどし、職員配置を見直しました。	戸籍住民課	1	目標達成			1
24	住民基本台帳ネットワークの本格稼働に伴う組織体制の見直し 15年度の本格稼働に伴い、組織体制を見直しました。	戸籍住民課	1	目標達成			1
25	地区サービス事務所の見直し 総合庁舎移転後の状況の変化等を踏まえ、職員配置を見直しました。	北部・中央・南部・西部地区サービス事務所	8	目標達成			8
26	保健衛生部門の業務の整理・見直し・効率化 健康推進課、生活衛生課、保健センター 両保健センター事業の整理統合をはじめ、保健衛生部門の各種業務の委託化や見直しなどにより効率化を図り、組織体制を含めて見直します。	健康推進課、生活衛生課、保健センター	4	3	1	4	8
27	保健福祉サービス事務所の業務委託化等 介護保険課、保健福祉サービス事務所 要介護認定調査の委託やヘルパー業務の見直し等を含め、業務の委託化・効率化を図ります。	介護保険課、保健福祉サービス事務所	5	1	1	2	7
28	高齢者センター業務の委託化 高齡福祉課 指定管理者制度の導入を視野に入れ高齢者センターの業務を見直します。	高齡福祉課					
29	老人いこいの家管理運営の非常勤活用 高齡福祉課 非常勤職員を活用し、管理運営の効率化を図っていきます。	高齡福祉課	9	1	3	4	13
30	ふれあい工房の見直し 高齡福祉課 ふれあい工房の廃止に伴い、職員配置を見直します。	高齡福祉課		8		8	8
31	福祉工房の運営の効率化 障害福祉課 東が丘福祉工房について、平成19年4月から障害者自立支援法に基づくサービス体系へ移行するとともに、指定管理者制度を導入します。	障害福祉課		14		14	14
32	児童館・学童保育クラブの職員配置の見直し 子育て支援課 児童館と学童保育クラブの連携・協力を深めた一体的運営を図ることにより、柔軟な事業対応を促進するとともに、職員配置を見直します。	子育て支援課	3	2		2	5

番号	計画事項 内容	担当所管	16年度から18年度までの削減数	年度別計画人数			5年間の累計
				19	20	小計	
33	保育園の公設民営方式の導入	保育課					
	保育ニーズの多様化を踏まえ保育園の公設民営化を進めていきます。						
34	保育園職員配置の見直し	保育課	2	目標達成			2
	利用実態を踏まえて、保育園の年齢別定員数の見直しを行い、職員配置を見直しました。						
35	保育園給食調理業務の委託化	保育課					
	調理職員の退職者数を踏まえたうえで業務の委託化等を検討します。						
36	保育園の用務業務の見直し	保育課					
	保育園の用務業務について、非常勤職員等の活用を図ります。						
37	計画事務の減による職員配置の見直し	街づくり計画課	1	目標達成			1
	都市計画事務の減に伴い、職員配置の見直しを行いました。						
38	木造住宅密集地域整備事業に係る職員配置の見直し	都市整備課	1	目標達成			1
	五本木地区の木造住宅密集地域整備事業の終了により、職員配置を見直しました。						
39	地区整備事業の進行等による職員配置の見直し	地区整備課	2	目標達成			2
	地区整備事業の進行状況等により、職員配置を見直しました。						
40	道路管理課組織体制の見直しによる職員配置の見直し	道路管理課	2	目標達成			2
	係の間で所掌事務の整理等を行い、課内の事務の効率化を図りました。						
41	土木・公園維持作業執行体制の見直し	土木工事課、みどり公園課	7				7
	土木・公園事務所の運営方法の検討や業務委託の活用、体制の一体化、職域拡大など、総経費の抑制を図りながら、土木・公園維持作業の効率化を図ります。						
42	公園管理に係る事務の見直し	みどり公園課	1	目標達成			1
	管理業務の委託化や非常勤職員の活用により、職員配置を見直しました。						
43	建築確認審査の民間移行に伴う職員配置の見直し	建築課	2	目標達成			2
	建築確認審査の民間移行による区への申請の減少に伴い、職員配置を見直しました。						

番号	計画事項 内容	担当所管	16年度から18年度までの削減数	年度別計画人数			5年間の累計
				19	20	小計	
44	環境保全課職員配置の見直し 係の間で所掌事務の整理等を行い、課内の事務の効率化を図ります。	環境保全課	1	→	1	1	2
45	リサイクル事業の役割分担の見直し 区とエコライフめぐる推進協会との役割を整理したうえで、職員配置を見直します。	環境保全課	1	→	1	1	2
46	清掃事務所事務の効率化 所掌事務の整理等を行い、所内の事務の効率化を図りました。	清掃事務所	1	目標達成			1
47	ごみ収集・運搬作業の効率化の推進 ごみ集積所の改善等、区民へのきめ細やかな対応を図りながら、効率的な収集・運搬作業の体制を整備します。	清掃事務所	10	→			
48	収入役室執行体制の見直し 事務の執行体制を見直すことにより、職員配置を見直しました。	収入役室	1	目標達成			1
49	学校事務職員の見直し 非常勤職員等の活用を図り、職員配置を見直しました。	企画調整課	14	目標達成			14
50	学校警備機械化促進 常勤職員の退職不補充により、機械警備化を促進します。	企画調整課	10	3	4	7	17
51	学童擁護業務の見直し 非常勤職員の活用を図ります。	企画調整課	4	→	2	2	6
52	学校給食調理業務の委託等 学校給食調理業務の委託に当たっては、栄養士を配置し、きめ細かな献立の作成や給食指導、栄養指導の充実を図ります。	学務課, 企画調整課	48	9	13	22	70
53	興津健康学園業務の見直し 児童指導職員について、非常勤職員等の活用を図りました。	学務課, 企画調整課	1	目標達成			1
54	心身障害学級用務業務の見直し 用務職員について、非常勤職員の活用を図りました。	学務課, 企画調整課	2	目標達成			2

番号	計画事項 内 容	担当所管	16年度から18年度までの削減数	年度別計画人数			5年間の累計
				19	20	小計	
55	社会教育館運営業務の効率化 社会教育館の専門性の確保と円滑かつ効率的な運営を図るため、専門職非常勤職員の充実、施設管理業務の委託化及び常勤職員体制の見直しを行います。	地域学習課	3	→ 4		4	7
56	青少年プラザ運営の効率化 効率的な運営を図るため、施設管理業務の委託化及び常勤職員体制の見直しを行いました。	地域学習課	2	目標達成			2
57	守屋教育会館運営業務の効率化 効率的な運営を図るため、施設管理業務の委託化及び常勤職員体制の見直しを行いました。	地域学習課	2	目標達成			2
58	社会教育事務に係る職員配置の見直し 事務執行の効率化を図り、社会教育に係る専門的な職員の配置の見直しを行いました。	地域学習課、スポーツ振興課	1	目標達成			1
59	体育館の管理運営の効率化 指定管理者制度の導入を前提に、管理運営体制を見直します。	スポーツ振興課		→			(32)
60	図書館運営業務の効率化 業務の委託化を進めるほか、自動貸出機を導入し、開館日の拡大を図るとともに、職員配置を見直しました。	八雲中央図書館	33	目標達成			33
61	選挙管理委員会事務局執行体制の見直し 事務局の事務執行体制を見直し、職員配置を見直しました。	選挙管理委員会事務局	1	目標達成			1
62	監査事務局執行体制の見直し 事務局の事務執行体制を見直し、職員配置を見直しました。	監査事務局	1	目標達成			1
63	再任用制度の活用 14年度から新たに導入された再任用職員については、配分定数の範囲内で常勤職員の代替として活用を図ります。	全部局		→			
64	公益法人等の派遣職員の見直し 団体内の事務執行体制の見直しに合わせ、区からの職員派遣を見直します。	行革推進課、国際交流課、産業経済課、健康福祉計画課、都市計画課、環境保全課、企画調整課	9	→			

番号	計画事項	担当所管	16年度から18年度までの削減数	年度別計画人数			5年間の累計
	内容			19	20	小計	
65	その他の見直しに係る人員減						
	その他、事務事業の見直しや、民間委託の推進、非常勤職員の活用等執行方法の改善により着実に削減を図るとともに、事務量等の変動も厳しく精査し、一層の削減を図ります。						
66	過員の解消						
新規	内部情報システムの導入に伴う効率化	全部局					
	平成19～20年度に、文書管理システム・人事給与システム・庶務事務システム・財務会計システムを導入することに伴い、業務の効率化による職員配置の見直しを行います。						
平成16年度から18年度までの職員見直し累計			187				
平成20年度までの削減目標265人に対する達成率			70.6%				

注) 計画人数は、「年次別推進プラン」に沿って、職員数の適正化を計画的に行っていくため、各年度の増減目標を数値化したものです。

現時点で見直し数が見込めないものは、または対象人数(人)と表記しています。事務事業の進捗状況、見直しの検討状況や退職状況等を踏まえて今後見直し数を精査していきます。

⇒ は検討・実施(矢印の到達点が実施年度です。)を、 → は順次実施を示しています。

計画人数は、今後の事業の進捗状況や事務事業の見直し・執行方法の改善などの状況の変化により変更になることがあります。

の平成16年度から18年度までの職員見直し累計は、毎年度の減員・増員の累計であり、表中の削減数の合計とは一致しません。

第2次行財政改革大綱

～新時代の自治体経営を目指して～

第1章 行財政改革の基本的な考え方

第1 目黒区の目指す行財政改革 - さらに進める“分権時代の行財政改革” -

20世紀を締めくくる西暦2000年、地方分権改革をはじめ地方自治体に大きな変革をもたらす制度の大改革が行われました。税源の移譲など一部の課題を残した面はありますが、この分権時代を迎えたことによってこれまでの中央集権的な行政システムでは実現しにくかった、「多様な地域個性を反映しつつ、地域住民の声に基づいて総合的に展開される、身近で分かりやすい自治体行政」の実現が一層可能となりました。

区は、こうした大きな制度改革へ対応し、拡大する権限と責任の下、区民の期待に的確に応えるとともに、当面している厳しい行財政状況を着実に克服するため、平成10年3月に行財政改革大綱を策定しました。これに基づき、行財政改革の推進を区の最重要課題として総合的、積極的に改革を進めてきました。

その結果、12年度までに、事務事業の見直しなどにより57億円余の財源確保や、必要な施策に人員を振り向けながら全体として職員数151人の減員などを行ってきました。また、政策策定過程情報の公表制度の実施や、時代の変化に対応した組織の見直し、迅速性を重視した政策決定システムへの改善なども行いました。

制度改革が実現し、地方分権をさらに進めていく今、一層行財政改革を進めることにより、ゆるぎない自立性の高い自治体行政を確立していかなければなりません。この改革は、未だ回復の兆しが見えない景気動向や、国・都において進められる構造改革へ対処していくものです。そして何よりも、現在及び将来の区民が、安全で快適な地域環境の中で生き生きと生活できるようにすることを最終目的とするものです。

まさに区として、新しい世紀の分権時代にふさわしい行財政改革への取組を進め、区民に最も身近な自治体として住民自治を一層活性化させ、職員の意識改革を図り、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指していきます。

第2 行財政改革の必要性和改革の方向

1 特別区制度改革以降の地方分権の推進

平成10年5月の地方自治法の改正を受け、12年4月に特別区制度改革が実現し、特別区は名実ともに「基礎的自治体」として大きなステップを踏み出しました。さらに、地方分権推進委員会からの数次にわたる勧告を受け、国においても地方分権推進計画に沿ってさらに地方分権の推進が行われることになっています。

制度改革以前の特別区制度は、たとえ行財政改革に資することが分かっているとしても、区だけの判断で決定し実行できることは決して多くはないという制度的な限界があり、その根本的な原因となっている国や都の制度自体を改善していくことが不可欠でした。

この制度改革の実現により、特別区は、これまでよりもはるかに地域の実情に即した行政を展開できる自治権を獲得しました。

制度改革が行われた今日、さらに分権の時代にふさわしく、区は自らの責任と判断において政策を決定していく自覚と実力、そして行財政能力を一層高めていかなければなりません。

2 中長期的な視点に立った構造改革

12年10月、区は「目黒区財政白書」をまとめ、区民にその状況を示しました。歳入における区税収入をはじめとする一般財源の低迷、歳出における経常的経費の増大、財政構造の硬直化の進行など、区財政は極めて厳しい状況が続いています。10年度から行財政改革を進め、スクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しなど経常的経費の削減などに努めてきていますが、依然として行財政環境は厳しい状況にあります。

また、この目黒区の財政危機は、区が独自にかつ短期的に解消できるものではなく、我が国の経済構造や景気動向、国と地方との税財政構造と深く関わる構造的なものです。

即効的な対応を図る必要はもちろんありますが、それに終始しては、抜本的な改革とならず、自立性を高めるための行政の基盤整備にはつながりません。したがって、すべての改革について、基本的には中長期的な視点からの構造的なシステム改革を図っていくことに力点を置いて進めていきます。

3 区民と行政の相互の信頼に基づく“協働によるまちづくり”の推進

行財政改革は、行政の努力だけで実現できるものではありません。区政のあらゆる場面で、区民と行政との間の信頼関係を確立する必要があります。基本構想では、基本方針に「区民と行政の協働によるまちづくり」の推進を掲げています。区民の自主的な活動のもとに、区民と行政が、信頼関係に基づく対等な関係により連携・協力して、地域課題の解決などにあたることが求められています。

そのためにはまず、区政を今まで以上にオープンで透明なものとするよう一層努力し、区民の信頼感をより強固なものにしていかなければなりません。区は政策策定過程情報を公表することとし、情報公開制度をさらに拡充しました。これからも、政策についてより分かりやすく区民に説明していく責任(アカウンタビリティ)を果たしていきます。

また、区は各種施策を通じて、区民に地域の課題を提起しています。これまで以上に、区民が地域の公共的な事柄に関心を持ち、責任を認識し、行動することが期待されます。

このように、区政の全般にわたって、区民と行政との役割を明確にしながら、ともに地域の課題解決に向け、積極的に取り組めるような“協働によるまちづくり”を進め、住民自治の活性化を図っていきます。

4 区民の税金を大事に使うとともに、区の収入を増やす努力

既にバブル経済の時代以前のような右肩上がりの経済状況は望みにくく、今後も厳しい財政状況が続くことが予測されます。しかも、少子・高齢化などの社会情勢の変化は、行政需要の一層の増大と多様化をもたらしています。限られた資源をいかに有効かつ適切に活用するかが最大の課題となっています。

そのため、区政の全般にわたって、これまで以上にコスト意識を徹底させ、「区民の

税金を一銭たりとも無駄に使わない」ことを徹底していきます。同時に、行政サービスのコスト、税金の使い方に区民が関心を寄せることができるよう情報公開を一層進めていきます。

また、行政は営利企業と本質が異なりますが、厳しい財政状況の中にあり、企業経営的な手法も取り入れていくことも必要です。土地利用計画や、地元商工業の振興、アイデアに富む街づくり事業などを通じて目黒区の街の魅力を高め、長期的にみれば区の財政収入の増加に寄与するような政策も進めていきます。

5 行政サービスのあり方の総合的見直し

区政は、区民の価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、行政サービスを量的に増大させ、きめ細かく対応してきました。しかも、行政が直接行う必要性などについての検討が十分でないまま、対応する領域を拡大してきたきらいがあります。また、区民の行政依存の傾向も、その拡大を助長してきたことは否めないところがあります。

今後、社会情勢の変化や行政をめぐる環境が厳しくなる中で、区民生活を守るために、行政需要はますます多様化し増大していきます。こうした状況において、区の施策をより効果的に展開していくためには、行政の責任領域と施策の優先順位を明確にして対応することが不可欠です。しかし、行政責任については、時代の変化とともに変化していくものであり、そのため、常に住民・民間と協力・連携していく領域、民間に委ねる領域を意識しながら、それぞれが担うべき役割を明らかにしていく必要があります。優先順位についても、状況の変化や将来の展望を見据え、住民の理解を得ながら、生活者の視点に立って、判断していくことが求められています。

また、個別の施策の選択だけでなく、区の長期的総合的ビジョンについても、状況の変化に伴い施策の再点検・再認識を行い、施策の総合性を確保するとともに、あらゆる分野にわたって効率的な都市経営の理念をもって区政を運営していく必要があります。

したがって、区政の全般にわたって、聖域を設けずに時代の変化に伴う行政の責任領域や施策の優先順位を見極め、行政サービスのあり方を総合的に見直し、施策体系を再構築するとともに、簡素・効率的な執行体制のもと、より効果的かつ効率的な自治体経営を進めていきます。また、サービスの実施にあたっては、最少の経費で最大の効果をあげる方法を選択して質の向上を目指します。さらに、区政の中心拠点にふさわしい区役所新庁舎の機能の充実を図り、区民にとってこれまで以上に利便性の高い行政サービスを提供し、満足度を高めていきます。

6 目黒らしい^い活^いき活^いきとした自治

目黒区は、長年にわたって築き上げてきた豊かで良好な住宅地を基本とし、その生活を支える商店街、都心に近い利便性を活かせる各種産業の立地など、ますます魅力的な地域として活性化する可能性に富んでいます。例えば、人口の面では、平成6年を底（235,581人：6年10月1日現在の住民基本台帳人口）に7年から増加傾向に転じ、以降微増の状態が続いています。産業の面でも、インターネットの普及やIT（情報通

信技術)の発展により情報産業が順調な成長を見せています。

また、区民の間には、住区住民会議をはじめとするさまざまな団体等による地域活動の実績の基盤があります。こうした活動を通して、地域に暮らす区民のコミュニティ意識を高め、子どもから高齢者まで、誰もが住みよいく感じる目黒区の環境を作ってきました。さらに近年、活発に活動を始めたNPOをはじめとする公益活動は、区の目指す「協働」の確立に大きな原動力となります。

行財政改革は、目黒区の特性を最大限に活かすことのできる区政を実現する条件整備にほかなりません。それは、さまざまな意見の相違がある中で、より多くの区民が納得のいく目黒区の自治のしくみを構築していこうとすることであり、結果だけでなく、プロセス自体がまさに「目黒らしい生き活きとした自治」の確立につながるものです。こうした過程を大切にしながら行財政改革に取り組み、「ともにつくる みどり豊かな人間のまち」の実現と、時代の要請に応えられる質の高い住民自治を目指していきます。

第3 行財政改革大綱の性格等

- 1 本大綱は、目黒区行財政改革委員会の提言(9年11月答申)に示された基本的な考え方に立脚し、その後の状況の変化や「目黒区行財政改革を進めるための区民会議」の提言等を踏まえ、中長期的な区政のあり方を示すとともに、行財政改革の基本的方針と改革の方策を定めるものです。
- 2 本大綱は、5ヵ年(16年度から20年度まで)を対象期間とする行財政改革の総合的な推進計画です。

第4 行財政改革実現の方策等

- 1 本大綱に基づき、区長を本部長とする行財政改革推進本部を中心として、全庁を挙げて、改革を断行していきます。
- 2 毎年度、具体的な実施内容を策定するとともに、改革の成果について評価を行いながら進行管理を徹底していきます。
- 3 これらの行財政改革に関する方針や実施内容、成果及び評価などについては、議会の意見を聴き、区民に定期的に公表し理解を求めるとともに、意見を適宜改革に反映させていきます。また、改革の実施内容や進行過程で生じた課題などを、専門的視点や区民の視点に立って意見・提言を述べる組織について検討していきます。

第2章 行財政改革の課題と改革の方策

第1 区民から信頼される身近な区政を目指します

～区民が満足できるサービスの提供や、新たな役割分担の確立を目指して～

地方分権等の推進により、区は基礎的自治体として、住民に対しこれまで以上に責任を持って様々な施策を展開していかなければなりません。それは住民の参加を得ながら、住民自治を基本とした住民の自己決定権の拡充を目指していくものである必要があります。

一方、インターネットなど多様なメディアを通じた情報の増大や、情報公開制度の定着などにより、区民自らが取得できる情報量も格段に増えています。こうしたことを背景に、政治や行政に対する関心を強めている区民も多くなっています。また、区民は、多様な地域活動を通して、様々な地域の課題に関心を持つとともに、課題の解決に向けて努力しています。

区はこれまで、情報公開の推進、地域ボランティア等との連携、区民委員の参画による計画づくりなどを行い、区民に身近な区政となる努力を続けてきました。IT（情報通信技術）をはじめとした、これまでにない社会変化の速さや区民意識の多様化、要望の複雑化は、区民の立場に立った発想への転換が求められています。

それには、区民本位のサービスを提供し、情報提供を迅速に行うなど、区民から高い評価を得ることが大切です。そのためには、区民と対話を進め、区民から信頼を得ながら区民ニーズをよりの確に把握できるよう努めなければなりません。そしてその一方で、区民の自主的な活動と協働を進めていく方策についても協議を進めていく必要があります。

こうした状況から、次の課題が挙げられます。

区民の立場になり「区にどうして欲しいか」「区は何をしなければならないか」と常に考えながら、迅速で総合的なサービスを行っていく必要があります。

- 区民の区政への参加を進めるため、政策策定過程の初期の段階から区民に情報公開する必要があります。
- 客観的データに裏打ちされた施策を行い、そのデータを公表する必要があります。
- 区民と区が、対話を通して協働を進め、新たな役割分担を確認していくことが求められます。

これらの現状と課題を踏まえ、次のような視点から改革を進めていきます。

（区民から信頼される身近な区政を実現させるための3つの視点）

便利で分かりやすい行政サービスを提供します

情報の公開を一層推進し、透明性の高い行政のしくみをつくります

区民と行政との“協働”のしくみづくりを行います

1 便利で分かりやすい行政サービスを提供します

問題が複雑化・多様化する社会の中では、その解決に向けてのスピードが重視されています。区役所も、分かりやすく迅速で利便性の高い行政サービスを提供するとともに、区民ニーズへの的確な対応を進めることで、区民の満足度を高めていきます。

(1) 便利で迅速なサービス提供を行います

区民の利便性を考慮し、窓口開設時間の拡大を進めます。また、施設利用・申込の簡素化、施設空き情報の随時提供など、システムの効率化を図るとともに、ITを活用して、区民が利用しやすい行政サービスを提供します。

番号	改革項目	取組目標
1	窓口業務の改善	窓口業務について区民の利便性の向上を図るため、事務手続きの簡便化やIT等の活用など、費用対効果を検証しながら、可能なものから具体化していきます。
2	施設の開館日・開館時間の見直し	区民の利便性の向上のため、利用者の要望や利用実態、費用対効果等を踏まえながら、施設の開館日・開館時間の見直しを行い、可能なものから順次実施していきます。
3	施設利用の利便性の向上	施設の利用制限・利用時間帯等の緩和について、手続の簡素化や利便性の向上の観点から検討して可能なものから順次実施し、利用率の向上を目指していきます。また、公平利用等の観点から、施設利用登録団体制度について見直しを行います。
4	便利な納付方法の検討	マルチペイメントネットワークの活用やコンビニエンスストアでの納付など、便利な税・国民健康保険料等の納付方法の導入に向け検討していきます。

(2) 区民の求めに的確に対応して問題を解決します

区民の日常生活上の課題に対して総合的にきめ細かく対応する相談機能を充実し、複雑化・多様化する課題に的確に対応します。

番号	改革項目	取組目標
5	区民の声を生かす体制整備	区民の声を区政に生かせる広聴システムとするために、迅速・的確な区民の声への対応を図るとともに、対応結果を蓄積し事業や施策に反映させるしくみをつくります。また、効果的な区政モニター制度を実施していきます。
6	相談機能の充実	総合的な調整機能をもった相談窓口を中心として、個別な相談窓口への適切な案内も含め、各相談窓口間の連携を強化し、区民が抱えるさまざまな課題に迅速・的確に対応できるようにします。

2 情報の公開を一層推進し、透明性の高い行政のしくみをつくります

区民の主体的な行政（まちづくり）への参加を進めるため、政策策定過程の初期段階から積極的に情報を公開し、区民との信頼関係の構築に向けて努力していきます。また、そのための透明性の高い行政のしくみを整備していきます。

（1）区民と区との情報の共有化に向けた取組を拡大します

「分かりやすさ」の点から常に点検しつつ、多様なメディアを活用して区政の情報を発信していきます。また、区民と区、区民相互間での情報交流の場を設定します。

番号	改革項目	取組目標
7	情報の提供・共有化の総合的なしくみづくり	区政の情報を多様なメディア（インターネット含む）を活用して効果的に発信していきます。また、区民と区とが共有化した情報をもとに意見交換を行う総合的なしくみについて、費用対効果等を検証しながら確立していきます。

（2）政策策定過程を明らかにし、情報提供を効果的に行います

区は、情報の公表制度として、区の長期計画^{(*)31}やその他の区の基本的な計画については検討の着手時や中間段階の案の策定時及び計画の決定時に、また、区の主要な事業は随時、付属機関の報告書等は作成時などに、公表することを要綱で定めています。今後も、政策策定過程を透明性の高い分かりやすいものとするとともに、情報の公表制度の充実により、政策策定過程の情報や決定された内容を、区民にはっきりと分かるように提供します。

また、各所管においても効果的な情報提供の実施に努めます。

番号	改革項目	取組目標
8	政策策定過程情報の積極的提供	情報公開条例、情報の公表に関する要綱、会議の公開に関する要綱に基づき、政策策定過程情報や会議を含む区政に関する情報を提供していきます。

（3）政策策定過程での住民の参画を進めます

区の政策策定過程での住民の参画を進めるため、協働推進方針に基づき、住民の参画のしくみを作っていきます。

番号	改革項目	取組目標
9	政策策定過程での住民の参画の総合的なしくみづくり	政策策定過程の各場面において区民が率直かつ積極的に意見表明する機会や、その反映のしくみ、区としての説明責任を果たすしくみなどを、協働推進方針に基づき、実効性のある住民の参画の総合的なシステムとしていくよう取り組みます。
10	審議会等の見直し	より実質的な審議の確保や住民参加システムとしての位置付けの明確化の観点から、審議会等の必要性、あり方、構成員、運営、報酬等について、引き続き見直していきます。 また、委員の割合を男女比率50%の目標実現に努めます。

(4) 合理的な決定をするための判断材料を用意します

区民の声を集約・分類し蓄積したり、市場調査で生活実態や需要を把握し、政策策定に必要な判断材料とするデータを収集し、活用します。

また、事業評価制度や民間機関による客観的な評価も活用します。

番号	改革項目	取組目標
11	事業評価制度の充実	事業評価制度について、より客観的で区民に分かりやすいものにするとともに、区民の声を評価に反映しながら改善し、進めていきます。また、施策評価についても研究していきます。
12	行政総合データベースの構築と有効活用	区役所の情報基盤の整備状況を踏まえ、区政に関わる統計数値、事業実績、各種調査結果、要望・苦情等の区民の声などを集約したデータベースを構築し、有効活用していきます。 なお、区民の声などのデータベース化については、プライバシー上の配慮を十分に行います。

(5) 行政をチェックするしくみを強めます

行政のチェック機能である行政監査や外部監査制度の実施結果を受け止め、具体的な事業等の見直しを行います。

番号	改革項目	取組目標
13	行政監査・外部監査制度の結果に基づく事業等の見直し	行政監査・外部監査の結果を受け、事業等の見直しを進めていきます。

3 区民と行政との“協働”のしくみづくりを行います

地域の課題解決に向け、協働推進方針に基づき、区民と行政が対等の立場で連携・協力してまちづくりに取り組む“協働”を進めます。同時に、区が進めるさまざまな事業や施策の実施を通じ、これまで地域住民と築いてきた関係を見直し、より協働に近づける取組を行います。

また、区とともに公共の領域を担う公益法人等については、設立時と状況が異なるものは、その役割を今の時代に合ったものとして見直すとともに、自律的経営を求めています。

(1)「協働によるまちづくり」の検討を支援します

「区民と行政の協働によるまちづくり」を推進するため、協働推進方針の方策に順次取り組みます。

番号	改革項目	取組目標
14	協働によるまちづくりの推進	区民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、協働推進方針に基づき、方策の実現に取り組みます。

(2) 各事業を通じ、協働を進める条件整備を行います

区が進める各事業や施策の実施にあたっては、区民との十分な対話を重視しながら、区と区民・団体それぞれの活動領域の明確化を図ります。

併せて、区の推進体制を整備します。

番号	改革項目	取組目標
15	地域の公益的活動の支援に関する方針や体制づくり	協働推進方針などに基づき、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動、企業等のボランティア活動促進など、公益的活動に対する支援のあり方を検討していきます。
16	まちづくり活動支援助成の見直し	「区民と行政の協働のしくみづくり」を踏まえ、住区住民会議への補助金の見直しなど、まちづくり活動支援助成のあり方を総合的に見直します。
17	地区での課題検討の場の設定	地区サービス事務所を中心として、地域共通の課題について話し合う場づくりについて検討していきます。
18	街づくり条例の検討	区民と行政の協働によるまちづくりを実現するため、都市計画マスタープランに基づき、住民参加のあり方や支援体制などの基本的事項を整理し、街づくり条例を制定していきます。

(3) 時代に合った公益法人等に見直します

行政と公益法人等について、状況の変化を踏まえ、それぞれの役割分担を見直します。また、地方独立行政法人についても研究していきます。

番号	改革項目	取組目標
19	公益法人等の役割分担・活性化方策等の検討	公益法人等の効率的な運営と財政的自立が求められています。公益法人等の経営改善を促すとともに、区の支援のあり方について検討します。

第2 無駄をなくし、税金を有効に活用します

～収入を増やしつつ、低コストで区民ニーズに応えるために～

行財政環境が厳しい状況にある中で、区は制度改革等や地域の実情に合わせて、必要な事業の実施や見直しを行いながら、その対応を図ってきました。今後も、「人、物、金など」をより有効に活用し、効果的・効率的に施策を進めていかなければなりません。

区の仕事の進め方については、改革を進めてきてはいるものの、未だに非効率な面が指摘され、十分とは言い難い状況です。近年、介護ビジネスなどの民間市場の成長やNPO活動の活発化などにより、従来、区が担っている分野であっても、民間やNPOなどが速やかかつ柔軟に仕事を進める可能性があります。

こうした様々な社会資源をより効果的に活用できる状況では、区は行政の責任領域を常に点検し、民間に委ねられることは委ねるなどの判断も必要です。と同時に、区が実施する施策は、時代状況や区民のニーズなどを踏まえて優先順位を明らかにし、再構築を図っていく必要があります。その際には、できる限り区民にとって納得のいく分かりやすい合理性を区として示していかなければなりません。

また、有形無形の財産を管理・運用することなど、区としての収入を確保することにより、財政基盤を確実なものにしていくことが求められています。

こうしたことから、施策や仕事の進め方などを見直し、より効果的・効率的な行政運営を図るとともに、歳出抑制や歳入確保に努めつつ、財政の健全化を図っていかなければなりません。

こうした状況から、次のような課題が挙げられます。

時代の変化を的確にとらえ、柔軟な執行体制とすることが必要です。

サービスの質を維持・向上しつつ、より低いコストで目的が達成できる方法に切り替えることが必要です。

事業コストを明らかにして適正な受益者負担を求めることも必要です。

これらの現状と課題を踏まえ、次のような視点から改革を進めていきます。

(改革を進める4つの視点)

合理的で時代に合った施策に改革します

発想を変えて、経費の節減や資源の活用を図ります

低コストで効果のあるサービスを目指します

収入の確保に努めます

1 合理的で時代に合った施策に改革します

区民が納得できる行政サービスを行っていくため、区民ニーズや、費用対効果、必要性を明確に示しながら、スクラップ・アンド・ビルドを基本に時代に合わせて施策の重点化を図ります。また、客観的な指標や数値を用いて事務事業の点検、評価を定期的に行い、施策の見直しを図ります。

(1) 合理的な決定をするための判断材料を用意します

第1の2の(4)の再掲

区民の声を集約・分類し蓄積したり、市場調査で生活実態や需要を把握し、政策策定に必要な判断材料とするデータを収集し、活用します。

また、事業評価制度や民間機関による客観的な評価も活用します。

番号	改革項目	取組目標
11 (再掲)	事業評価制度の充実	事業評価制度について、より客観的で区民に分かりやすいものにするとともに、区民の声を評価に反映しながら改善し、進めていきます。また、施策評価についても研究していきます。
12 (再掲)	行政総合データベースの構築と有効活用	区役所の情報基盤の整備状況を踏まえ、区政に関わる統計数値、事業実績、各種調査結果、要望・苦情等の区民の声などを集約したデータベースを構築し、有効活用していきます。 なお、区民の声などのデータベース化については、プライバシー上の配慮を十分に行います。

(2) 施策の効果を検証し、再構築します

区政全体の中での施策について優先性、緊急性などの観点から評価、検証し、時代に合った施策として再構築します。

番号	改革項目	取組目標
20	施設建設計画の見直し	見直しにあたっての判断の基本的方向性として、「福祉、防災、安全など、区民の基本的な生活条件に直接影響のあるもの」を優先し、その整備状況が区民の基本的な生活条件に直接影響する可能性が少ない施設については、実施時期等を見直すこととします。
21	対象者別の事務事業の見直し	幼児・児童・青少年・高齢者・障害者など対象者別の事務事業について見直しを図り、類似・重複事業の再編・整理を進めます。
22	都市計画・都市整備事業の見直し	基本計画・実施計画に基づき、事業の必要性・緊急性、対象地区の街づくりの熟度、あるいは国・都の施策や補助金などの財源的裏付けなどを考慮し事業を実施していきます。 また、都市計画マスタープランに基づき事業等の優先順位や整備手法等を明確にしていきます。
23	住宅施策の見直し	より効果的・効率的な居住継続支援策や住環境支援策のあり方について検討します。

(3) 時代やニーズに合わせて事務事業を見直します

施策の再構築の状況を踏まえ、施策を構成する事務事業を社会経済情勢の変化や効果性、必要性などから点検し、以下のような基本的判断基準に基づいて、事業の重点化、類似事業の統合や廃止など見直しを行います。また、助成事業・補助金等についても、所期の目的達成度、公平性などの視点から、そのあり方を見直します。

- ・区で行うことが必要かつ適切か、区の責任領域を超えていないか。
- ・区民の自助努力やNPO・企業等の活動に委ねたり、協力することが可能・適切か。
- ・区の施策として優先性・緊急性はあるか。また行政施策として意義が薄れていないか。
- ・区の事業として実施するとしても、より効果的・効率的に改善できないか。

番号	改革項目	取組目標
24	社会経済状況の変化に合わせた事務事業の見直し	社会経済状況の変化を踏まえ、事務事業について、必要性・優先性や成果等から再点検を行い、スクラップ・アンド・ビルドや内容・規模の見直しに取り組みます。
25	補助金等の見直し	各種の補助・助成事業や融資事業について、必要性・優先性や成果等から再点検を行い、類似事業の統合や基準等の見直しに取り組みます。
26	金銭給付等の見直し	各種の金銭給付事業について、必要性・優先性や成果等から再点検を行い、スクラップ・アンド・ビルドや内容・規模の見直しに取り組みます。
27	各種講座・講演会等の見直し	費用対効果、民間との競合等の観点から、整理・統合を図るとともに、適正な受益者負担の観点から、テキスト代等以外の費用負担の導入も含めて見直し、可能なものから順次実施していきます。
28	地域のルール徹底による見直し	区民がそれぞれの地域のルールを確立し、地域の課題として自己責任で解決する姿勢に立つよう呼びかけるとともに、区はその基本的条件整備に努めます。
29	ごみ減量への取組とリサイクル事業の促進	区民・事業者へのPRの充実、ふれあい指導の徹底、分別回収・集団回収の拡充などにより、廃棄物の発生抑制と資源回収の効率化を図ります。 また、ごみ減量化のための行政、区民、事業者のより適正な負担のあり方を検討していきます。
30	保養施設等の見直し	保養施設等については、区で運営する必要性や、民間の同種の施設の増大、設置時との状況の変化、利用状況、将来にわたる維持管理経費負担などを考慮し、施設の存廃を含めて運営方法を見直します。
31	福利厚生事業の見直し	社会状況や職員ニーズの変化などを踏まえ、事業の委託も視野に入れて全般的な見直しを行います。
32	保健福祉サービス事務所のあり方見直し	事業執行に際して運営経費の節減を図るとともに、業務の増大に対応していくために、要介護認定調査の委託の促進やヘルパー業務を見直ししていきます。また、より効果的・機動的な組織体制を検討します。
33	学童保育事業の新展開	「新たな児童の放課後対策を考える懇話会」答申等を受け、新たな放課後事業を検討していきます。また、運営にあたっては、効果的な執行体制としていきます。
34	保育園の見直し	少子化やニーズの多様化に対応し、保育園について、保育サービスの確保を図りながら、より効果的な職員配置、運営方法を検討します。
35	区立学校の規模の適正化	「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」に基づいて、区立中学校の規模の適正化を図っていきます。
36	幼保一元化施設（認定こども園）の検討	幼児教育の新たな展開と多様化を図るため、就学前の幼児の教育・保育を一元化した施設の具体化について取り組んでいきます。

2 発想を変えて、経費の節減や資源の活用を図ります

従来からの方法にとらわれず効率的な仕事のやり方を検討し、スピードやコストを意識し、経費の節減に努めます。

また、区の保有する財産には限りがあり、利用率の低い会議室や、小中学校の空き教室などを積極的に活用するとともに、利用が見込めない財産の売却なども検討していきます。

こうしたことにより、限られた行財政資源を有効に活用していきます。

(1) 仕事の手順や発想を変えて経費の節減に努めます

ISO14001の推進により、区の施設などの改修時などには環境に配慮し省エネルギー化を図れるものとします。また、日常業務でも常に環境への配慮を意識し、光熱水費等の削減に努めます。

また、設計・入札時・契約後の段階で可能なもの、効果があがるものについてVEを実施します。

番号	改革項目	取組目標
37	「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステムの運用	ISO14001の更新審査を経て、一事業所としてシステムの充実を図るとともに、地球温暖化防止のため、区施設全般において環境負荷低減活動をより推進していきます。
38	事務改善の推進	各所管での日常業務の積極的・自主的な事務改善を推進するとともに、職員提案制度の活用等により、職員の事務改善への意欲を向上させます。
39	施設の営繕、維持管理業務の効率化	施設保全管理システムの活用、施設巡回点検、委託の拡大など委託の見直し基準に基づき、施設の維持管理の効率化を図るとともに、光熱水費、清掃等の委託料などについても削減していきます。
40	公共工事のコスト縮減	公共工事の整備にあたっては、工事コストの低減のほか、工事の時間的コストの低減、工事における品質の向上によるライフサイクルコスト ^(*)32) の低減、工事における社会的コストの低減などを基本的な視点として、工事費の縮減を図っていきます。
41	契約方法等の改善	発注の効率化や適正な競争関係を促進します。さらに総合評価方式 ^(*)33) の導入に向けた検討を進めます。

(2) 区の施設を有効に活用します

利用率の低い会議室や空き教室などを緊急性の高い事業実施のために有効に活用します。また、テナント使用料の確保策の検討も行います。

番号	改革項目	取組目標
42	既存施設の有効活用	新たな施設機能の確保が必要な場合には、既存施設の効率的・効果的な活用を基本としていきます。

(3) 財産の売却などを進めます

暫定利用を行っている用地などのうち、状況の変化により取得した時点の目的に沿った利用が困難なものについては、目的を変更し活用を図るか、売却を進めます。

番号	改革項目	取組目標
43	未利用地の売却	未利用地が生じた場合は、新たな利用計画を検討した上で、今後の利用が見込まれない用地について売却を進めます。 利用計画が具体化するまでの未利用期間は、暫定的な活用について検討し、有効活用を図ります。

3 低コストで効果のあるサービスを目指します

民間活力や非常勤・臨時職員の活用など、様々な手法の中から事業の性格を踏まえて選択し、低いコストで効果的・効率的な事業を実施していきます。また、既に民間委託している業務についても、適正に管理しつつ効果的・効率的に行われているかを再評価し、適切な執行としていきます。

(1) 民間活力により低コストを実現します

民間でも実施が可能で、なおかつ低コストでサービスの質の維持・向上が図られるものについては、指定管理者制度の活用、委託や民間による運営に可能な限り移行します。

また、施設の整備においては、PFI^{(*)34}等民間の資金・技術を積極的に取り入れていきます。

番号	改革項目	取組目標
44	外部委託の適正化及び効率化	外部委託等の導入にあたっては、法的な面や費用対効果などから検討するとともに、区のチェック体制を整備し、事業目的に沿った適正な活用を図ります。
45	各種業務の委託の推進	各種事業の執行方法について、民間でも実施が可能でなおかつ低コストでサービスの質の維持・向上が図られるものについては、可能な限り委託などによる運営に移行します。
46	公の施設の管理運営の効率化	公の施設管理運営は、指定管理者制度の活用や委託の推進により、可能な限り効率化を図ります。なお、指定管理者制度については、活用基準や手続き等を確立していきます。また、実施にあたっては、区の実務領域を明確にしながら、公設民営や複合施設の総括管理委託など、より効果的・効率的なあり方を検討します。
47	情報処理体制の効率化	委託開発をする情報処理業務を拡充するとともに、運用・保守を委託するなど、費用対効果を検証しながら一貫した委託の管理を行っていきます。
48	福祉分野の民間活力の活用	介護保険の事業者の支援を図るとともに、福祉分野において民間活力の一層の活用を図っていきます。
49	社会資本整備へのPFI等の活用	定期借地権方式やPFIを活用することの有効性を他の事例等を踏まえて検証するとともに、区における活用指針の作成を目指して引き続き調査・研究します。

(2) 効果的・効率的に人材を活用します

仕事の内容や性質に応じて、非常勤職員や民間からの派遣社員など、効果的・効率的に人材を活用します。

番号	改革項目	取組目標
50	非常勤職員の効果的配置	必要な業務において有効に活用し、施設管理運営や事業の効率化を図ります。
51	臨時職員の効果的配置	事業内容や執行形態に対応した、柔軟かつ効率的な雇用日数、勤務時間の設定等を行い、臨時職員の効果的な配置と活用を行っていきます。また、賃金については適正な水準の確保に努めます。
52	派遣社員の活用	事業の性質等に応じて、民間からの派遣社員の活用を進めていきます。

4 収入の確保に努めます

財政の健全性を保つためには、歳出を削減するだけでなく、当然、歳入の増加も求められます。そのため、税等の確保はもちろんですが、今後は多様な方策を検討し、収入の確保に努めていきます。

(1) 多様な収入の確保を進めます

都市経営的手法や印刷物の広告収入など新たな方策を検討し、多様な収入の確保に進めます。

番号	改革項目	取組目標
53	都市経営的手法等による長期的な収入の確保	中長期的観点から、土地の有効利用、地元商工業の振興、アイデアに富む街づくり事業などを通じて、目黒区の地域としての魅力や活力を増進することにより、区の収入の確保を図ります。
54	印刷物等を活用した収入確保策	区で発行する印刷物等を活用した収入の確保策について、可能なものから実施していきます。
55	多様な収入の確保策の検討	財源確保のため、区の財産を有効に活用した方策等、多様な方法による収入の確保策を検討し、有効なものについて実施していきます。

第3 サービス提供者としての職員改革を進めます

～職員一人ひとりの改革と、区政全体の改革のために～

行政サービスには、正確さや分かりやすさが必要なのはもちろんですが、加えて、スピードとコストが重視されてきています。しかし、堅実性や前例を重視しがちだった区の中で、サービスを担う職員はスピードやコスト意識が不足しがちです。さらに、行政サービスの対象は区民であり、「区民はお客様である」という意識も十分であるとは言えません。

一方、社会全体のシステムがこれまでの年功序列型から成果重視型へと大きく様変わりしつつある中で、行政も、地方分権により自治体間競争の時代になりました。区は大きな変革期を迎えていますが、職員は現状では、めまぐるしい状況の変化に的確な対応を図っているとは言えないものがあります。

区ではこれまで、新時代に対応した研修体系の見直しや、職員提案制度の改善などを行ってきました。また、大規模な組織改正や権限委譲も行いました。

しかし、制度や組織が変わっても、区民にサービスを提供する職員一人ひとりの改革がなければ意味はありません。課題に素早く反応し効果的・効率的に解決する、区民から信頼される、区民との対等な立場で協働を進めるなど、区民に身近な自治体の職員として意識を改革し、必要な能力を備えている必要があります。

職員改革には、以下のような課題が挙げられます。

職員の人材育成を総合的に進める「人材育成基本計画」を策定する必要があります。

区民ニーズを踏まえ、区民が満足できる政策を考え、実現する能力と意欲が求められています。

職員一人ひとりがいきいきと働けるようにするため、職員の意欲を引き出す環境を作ることが重要です。

職員の先頭に立って仕事を進める管理職の強力なリーダーシップの発揮と職員活用のための権限の強化が求められています。

連絡調整機能の十分整ったチームワークが組織に求められています。

時代のめまぐるしい変化に即応するため、常に外部の情報を積極的に収集し、それらを分析・活用する能力が求められています。

限られた資源を有効に活用しながら行政サービスを提供するには、スピード、コスト意識など、民間の経営感覚が職員に必要になります。

こうした現状と課題を踏まえ、次のような視点から区役所全体の改革を図っていきます。

(改革を進めるに当たっての3つの視点)

区民の立場に立って行政サービスを行います

やる気・チャレンジ精神を持ち、より良い区政を進めます

時代に合った能力・感覚を身に付け、区政の質を向上します

1 区民の立場に立って行政サービスを行います

職員は、常に「区民の立場で」という基本を意識して仕事を行わなければなりません。区の業務の中には民間のサービス業と同じようなものも多く、その対象、つまり「お客様」は区民であることを常に意識しつつ、仕事を進めていきます。そして、正確・迅速・公平・思いやりを基本に、区民の満足が高まる行政サービスを心掛けます。

(1) 区民が満足できる窓口サービスを提供します

待遇研修を充実するとともに、内部・外部から職員の待遇等を評価する体制を整え、区民満足度の向上に努めます。

また、サービス提供者としてのプロ意識の向上を図ります。

番号	改革項目	取組目標
56	窓口サービスの向上	正確・迅速・公平で思いやりのある対応を基本に、一層区民の立場に立った接遇の向上や窓口環境の改善を図るとともに、区民の声やこれまでの改善状況の評価を踏まえて、より区民満足度の高い窓口サービスを実施します。

(2) 区民の感覚を鋭敏に感じ取る職員を育成します

職員の地域活動への参加、ボランティアへの参加を促進し、「区民の立場で」判断・行動できる職員を育成します。

番号	改革項目	取組目標
57	職員の地域ボランティアへの参加の促進	職員のボランティア休暇の計画的活用を奨励し、福祉施設や地域行事などへの積極的な参加を促進します。

(3) 区民からの意見に迅速に対応します

常にスピードを重視し、区民からの意見・要望に迅速・的確に対応する「お待たせしない」行政サービスに努めます。

番号	改革項目	取組目標
6 (再掲)	相談機能の充実	総合的な調整機能を持った相談窓口を中心として、個別な相談窓口への適切な案内も含め、各相談窓口間の連携を強化し、区民が抱えるさまざまな課題に迅速・的確に対応できるようにします。

2 やる気・チャレンジ精神を持ち、より良い区政を進めます

実力や成果が求められる世の中で、区だけが、職員の仕事の成果や仕事に取り組む意欲等が昇任・昇給に反映されない制度では、区民の理解も得られず、職員の仕事への意欲もそがれてしまいます。努力した職員が正当に評価されるよう、自己申告・業績評価などを活用し、職員が意欲を持って仕事に臨める体制としていきます。また、職員参加を進めるとともに、職員の先頭に立ち、施策を実行する管理職のリーダーシップと能力開発も進めていきます。

区の組織も、共通の目標の達成に向けて、職員が相互に啓発し合い、自由に意見が出し合える風通しの良い組織運営を図っていきます。

番号	改革項目	取組目標
58	総合的な人材育成計画の策定	「人材育成・活用基本方針」に基づき人事異動等や職員研修の改善見直しを行っていきます。

(1) 職員の意欲や成果に応える人事・給与制度に改善します

組織業績を向上させるため、給与・任用・人材育成において、相互の関連性を持たせた総合的な人事・給与制度を目指します。

番号	改革項目	取組目標
59	総合的な人事・給与制度の構築	人事考課制度 ^(*)35) ・目標によるマネジメント制度を整備し、人材育成はもとより給与面・任用面にも活用される総合的な人事・給与制度を構築していきます。
60	人事異動の見直し	「人材育成・活用基本方針」をもとに、適材適所の人事配置や、人材育成の観点からの計画的なジョブローテーションを実施します。

(2) 職員参加により施策を推進します

区民と接する職員が区長と意見交換できる機会をつくることや、職員提案制度をより実現性が高まるような制度に改善します。

また、さまざまな所管にまたがる横断的な課題には、職員の公募を取り入れたプロジェクトチームなどを活用していきます。

番号	改革項目	取組目標
61	職員提案制度の見直し	政策に関わる情報の共有化を進め、職員の問題意識を高めながら、実現性の高い効果的な制度に見直します。

(3) 管理職のリーダーシップと能力開発を進めます

管理職がリーダーシップを発揮しやすいよう権限と責任を明確にすると同時に、管理職の能力を定期的に評価し処遇に反映します。

また、管理職の、職員に対する指導力や職員を正當に評価する能力を強化します。併せて、係長以下の職員にもより責任ある仕事を分担させて意欲を引き出すなど、さまざまな人材育成方法を講じていきます。

番号	改革項目	取組目標
62	管理職員等の研修の見直し	管理職員を対象とした経営セミナーや民間セミナーへの派遣研修等、さらに意欲や職責上強化すべき能力の向上を重視した研修へと見直します。

(4) チームワークの向上を図ります

個々の職員のコミュニケーション能力を向上させるとともに、ITの活用などにより職場内の情報の共有化を進めます。

繁忙期には課内で柔軟に応援体制を組むなど、チームワークを発揮した取組を進めます。

番号	改革項目	取組目標
63	IT（庁内イントラネット等）の活用	庁内イントラネットをはじめとするITを有効に活用し、情報の共有化により職場の活性化を図ります。

3 時代に合った能力・感覚を身に付け、区政の質を向上します

めまぐるしく変化する社会状況の中、従来の前例踏襲型の仕事のやり方では、時代状況や区民のニーズに合った施策を展開していくことはもはや困難です。また、厳しい行財政環境の下で、個性的で質の高いサービスの提供が求められる中で自治体職員に不足しているのは、スピードやコスト意識、現状を的確に分析した上での先見性ある企画力など、民間の経営感覚です。

また、区民との協働を進めるにあたって、職員には、区民の視点で考えるとともに、区民との対話を通してニーズに合った施策を考え、効率的に実行する能力、そしてなぜその施策が必要なのか分かりやすく説明できる能力も求められています。こうした能力・感覚を研修や自己啓発などにより職員が身に付け、それらを発揮しながら協働によるまちづくりを進め、住民自治を拡充し、区政の質を向上させていきます。

(1) 積極的に情報を収集し、職員間で有効活用します

民間や他自治体の情報を積極的に収集し、区の施策との比較・検証を行うことで、より良い施策の実現に努めます。また職員個々人が持つ知識・能力・情報などを全職員が利用できるようにするナレッジマネジメントシステムの手法を取り入れます。

番号	改革項目	取組目標
64	ITの活用による情報の共有化と有効活用	職員の情報活用能力を育成するとともに、ITの活用により民間や他自治体の情報も含め全庁的に情報を共有化し、職員間で有効に活用します。また、職員個々人が持つ知識・能力・情報などを全職員が有効利用できるような手法も検討します。

(2) 区民との協働を進めるために必要な能力の向上を図ります

区民の生活実態やニーズ等を把握するため、職員が地域の中で区民と直接対話する機会を増やします。また、職場内外での研修の実施と自己啓発の促進により、時代状況や区民のニーズを的確に反映させる政策形成能力を高めます。また、区民に施策を分かりやすく表現し説明する能力等、区民との協働を進めるために必要な能力の向上を図ります。

番号	改革項目	取組目標
65	職員研修の充実	区民意識や社会経済状況等の変化に的確に対応し、経営感覚を持って課題の解決と政策形成にあたる職員を育成するため、「人材育成・活用基本方針」に基づき、職員研修を充実していきます。

(3) 時代・区民ニーズに合った意識への改革を図ります

国や都、民間企業などへの派遣や自己啓発の促進により、職員の経営感覚やスピード感覚を養います。併せて、区民と接する中で受け止めた声を分析し、それを区政に活かす企画力も向上させます。

番号	改革項目	取組目標
66	職員のコスト意識の徹底	業務執行のコストを職員一人ひとりが意識し、自ら人件費の抑制を図るよう、職員の意識の徹底を図ります。
67	派遣交流制度等を活用した能力向上	職員を国・都や他区、財団法人、民間企業などに派遣し、意識面や知識・技術面の向上を図ります。

第4 着実に改革を進めて自治の基盤を強化します

平成12年4月の地方分権改革により、機関委任事務の廃止や地方の課税自主権の強化など、今まで以上に自治体の権限が強化されました。しかし、この権限強化を財源面で保障する地方税財源システムの抜本的な改革については積み残されたままとなっています。

国はこの6月、国庫補助負担金の縮減・廃止、地方交付税の見直し、税財源の移譲を据えた、いわゆる「三位一体の改革」の方針を示しましたが、自治体にとっては、厳しい内容となっています。財政面での厳しさがある一方、「三位一体の改革」によって、地方分権改革は一定の区切りとなります。名実ともに権限と財源が移譲され、区は自らの判断において、政策を決定し進めていくという大きな責任を負う立場となります。

そこで、分権の時代にふさわしい地域づくりを独自に進めていくためには、現状の厳しい行財政環境を克服し、財政の健全化を図り、自治体としての基盤の強化に努めていかなければなりません。

また、基盤整備を着実に進めていくためには、職員定数の適正な管理を行い、必要な施策に必要な人員を振り向けつつ、事務事業の見直しなどを進めて総数を抑制していくことが必要です。そのためには、職員を効果的に配置することや、区民のニーズに迅速に対応できる簡素で効率的な組織の整備及び組織運営が必須となります。

こうしたさまざまな改革を着実に積み上げて自治体としての基盤の整備、強化を図るとともに、改革にあたって、企業経営的な手法なども取り入れながら、効果的に進めていきます。

財政の健全化を図っていく上では、これまで示してきた第1から第3までのテーマに掲げる、それぞれ改革すべき具体的方策を着実に実現していくことによって初めて成果が出ます。

(改革の効果を高めるための3つの視点)

財政の健全性を確保します

計画的な職員定数管理により簡素で効率的な執行体制を確立します

自主的な経営を確立し、自治体としての責任を果たします

1 財政の健全性を確保します

_10年3月に策定した行財政改革大綱では、中長期的な視点に立った財政運営を進める観点から、5か年の収支見通しと財源確保目標を織り込んだ財政計画を策定しました。引き続き平成16年3月には、きわめて厳しい区の財政状況に対応するため、全事務事業の総点検の実施により充実すべき事業と見直すべき事業の検討を同時に進め、それらを基に実施計画、年次別推進プラン及び財政計画を一体的に改定し、財政計画では、16年度からの5か年に行財政改革により約191億円の財源を確保するものとしました。

当面の財源不足に対応するとともに、新たな施策の展開を行うことのできる弾力的な財政構造に改革していくため、歳入の最大限の確保と、歳出の徹底した見直しによる適正化に取り組むとともに、常に中長期的な財政健全化の視点に立ち、具体的な目標を設定し、計画的な財政運営に努めていきます。

(1) 財政運営を計画的に行います

経常収支比率、特別区債発行額、公債費について、改革期間中の目標を設定して抑制に努めるとともに、長期的にも継続して抑制していきます。

また、基金の計画的な活用や予算編成手法等の改善に努めます。

番号	改革項目	取組目標
68	経常収支比率の抑制	経常収支比率については、長期的には適正範囲とされる70~80%を目指し、当面、人件費や既定一般事務事業費の削減などにより、経常的経費充当一般財源の抑制に努めます。
69	特別区債発行額及び公債費の抑制	特別区債の発行を計画的に抑制し、特別区平均程度の公債費比率を目指します。
70	基金の有効活用	基金への財源留保に努め、特別区平均レベルの基金残高を目指します。
71	予算編成手法等の改善	各部局の主体性や自立性の発揮の観点などから改善策を検討していきます。

(2) 積極的に歳入の確保を進めます

地方税財政制度の改革や都区税財政制度の改善など、区の財政基盤強化のために必要な取組を積極的に進めていきます。

また、区税、貸付金元利収入等の滞納を解消するとともに、サービスに見合う負担の適正化を図るなど、歳入の確保に努めます。

番号	改革項目	取組目標
72	収入率の向上と滞納等の減少	財源の安定的確保と住民負担の公平の観点から、収入率の向上に取り組むとともに、滞納等についても、整理・解消を図ります。

第2章 第4 着実に改革を進めて自治の基盤を強化します

73	受益者負担の適正化	<p>受益が特定される行政サービスにより直接利益を受ける者の負担のあり方について、次の観点から全庁的に見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢の変化に対応した適正な負担か。 ・国・都・他区、民間等での同種・類似事業と比較して適正な負担か。 ・受益の程度と費用負担のバランスが適正か。
74	公の施設使用料等の定期的見直し	<p>公の施設使用料について、平成10年度の改定時に講じた経過措置等の解消や、施設利用に係る課題及び受付手続の改善などを図りながら、受益者負担の適正化や社会経済状況の変化を踏まえて定期的に見直します。また、手数料についても定期的に見直しを図っていきます。</p>
75	地方税財政制度の改革による財政基盤の強化	<p>財政基盤の強化を図るため、地方分権改革の趣旨を踏まえた国から地方への税源移譲や地方税の拡充をはじめ、国庫補助負担金の見直しや超過負担の解消などについて、国に対し強く働きかけていきます。</p>
76	都区税財政制度の改善	<p>都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方をはじめとする都区間の検討課題への対応や、合理的・安定的な制度の構築へ向けた取組を進めます。</p>

(3) 歳出の抑制と財源捻出を行います

経常的経費や投資的経費^(*)36)の見直しを進め歳出の抑制を図るとともに、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により必要な事業の財源を捻出します。

番号	改革項目	取組目標
77	既定一般事務事業費の削減	<p>経常的経費の抑制により弾力的な財政構造を実現するため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事務事業の見直しや経費節減により既定経費の一般事務事業費の削減を図ります。5か年の財政計画で、削減計画額を設定し、これを基本として各年度の予算編成を進めます。</p>
78	新規・臨時経費の計画的管理	<p>中期的な見通しを持って計画的な財政運営を進めるため、実施計画事業以外の一般的な新規経費及び臨時経費について、5か年の財政計画で計画額を設定し、これを基本として各年度の予算編成を進めます。</p>
79	特別区債の繰上げ償還等	<p>政府資金により過去に高い利率で借り入れた特別区債の繰上げ償還について可能となるよう、国に働きかけていきます。</p>
新規	介護保険給付の適正化	<p>介護サービス事業者等に対する指導監査により介護サービスの質の向上を図るとともに、事業者の不正・不適切な給付請求に対する指導・監督により、保険給付の適正化に努めます。</p>

2 計画的な職員定数管理により簡素で効率的な執行体制を確立します

厳しい財政状況の下で、行政需要の増大や多様化に対応するためには、一層計画的に職員定数の削減を図りながら、必要な行政分野に職員を振り向けていく必要があります。

職員の年齢構成や事務量等の変動に配慮するとともに、事務事業の見直しや民間委託の推進、非常勤職員の活用等、執行方法の改善により、大綱期間中の職員定数の削減目標とその達成に向けた職員定数適正化計画を策定します。

(1) 削減目標を設定し職員数の適正化を図ります

計画的な定数管理を行うために、大綱期間中の具体的な削減目標を定め、実行します。また、今後職員の大量退職が発生するため、事務事業の委託化等により対応を図ります。併せて、非常勤職員等についても常勤職員と合わせた人員管理を行うとともに、任用の管理を行います。

番号	改革項目	取組目標
80	職員数の削減目標	16～20年度の5年間で、2,645人（15年4月1日現在）の10%程度の職員数の削減を目標とします。
81	職員定数適正化計画の推進	職員数の削減目標を踏まえつつ、計画的に職員数の適正化を図るため、職員定数適正化計画を策定し、進めていきます。 適正化を進めるにあたっては、中長期的な視点に立って、職員の年齢構成や事務量等の変動を見据えながら、必要な分野への振替を行い、職員の有効活用を図ります。 なお、計画上にない見直しについても、状況の変化等に伴い的確に対応し、適時行っていくものとします。
82	非常勤職員数の管理	効率的な配置を行うため非常勤職員の総数の適正な管理を行っていきます。

(2) 人件費を抑制します

職員数の削減とともに特殊勤務手当、時間外勤務手当についても削減し、経常的経費で大きな割合を占める人件費を抑制します。

番号	改革項目	取組目標
83	人件費の削減	新規採用を一定程度確保しながら職員数の計画的な削減に努めます。

3 自立的な経営を確立し、自治体としての責任を果たします

区政をより総合的・機動的に推進し、目標を効率的・効果的に達成するためには、自治体経営の体制の整備を進めていかなければなりません。そのため、トップマネジメント⁽³⁷⁾補佐機能の充実に努めるとともに、権限委譲を進め、意思決定の迅速化を図ります。それに合わせて組織体制を整備します。

また、スピードやコストを意識し、経営を進める手法を検討するとともに、外部資源やITの積極的な活用を図ります。合わせて柔軟で効率的・効果的な予算・契約制度としていきます。

これらにより、限られた行財政資源を有効かつ適切に活用し、区民ニーズに的確・迅速に答えっていきます。

(1) 迅速・的確な行政運営を行う体制を整備します

区民のニーズに迅速かつ的確に対応するため、権限と責任を明確にした事業部制などの導入や、トップマネジメントの補佐機能の強化を進めるとともに、区民にとっての分かりやすさ、便利さを重視した組織体制を整備します。

番号	改革項目	取組目標
84	政策決定システムの充実・活性化	政策決定会議・政策調整会議の運営について、効果的・効率的な決定機能及び調整機能を確保し、区政の最高方針や重要政策を決定するシステムの充実・活性化を図ります。
85	トップマネジメント補佐機能の充実	基礎的自治体としてふさわしい機動的・戦略的なトップマネジメントが発揮できるよう、全庁的な政策立案の強化や各部長のトップマネジメント補佐としての機能の充実を一層図ります。
86	横断的課題の調整システムの整備	横断的課題に関する全庁的調整機関として設置した政策調整会議を活用するとともに、複数の部局に関連する課題の調整のシステムを整備します。
87	プロジェクトチームの活性化	特定課題に迅速に対応できる組織の在り方や仕組みについて検討します。
88	権限委譲等の促進	組織目標に基づく各部局の主体的で迅速な政策立案、実施、改革が行えるよう、予算編成・組織整備・人事・定数などに関し、一定の権限の委譲を進めます。
89	権限・責任の伴った組織の整備	権限と責任を明確にし、迅速・的確な対応が行える組織のあり方を検討します。
90	担当部課長制 ⁽³⁸⁾ の活用	(No89 に統合)
91	管理職ポストの削減	(No89 に統合)

(2) 中長期的な視点に立って経営手法を確立します

計画・実施・評価・改善のマネジメントサイクル^(*39)に沿った業務の管理・改善が常に行われるように、職員の意識改革を進めながら、全庁的なシステムの構築を図ります。また、民間の経営手法を取り入れながら、効率的・効果的な仕事の進め方を確立します。

番号	改革項目	取組目標
92	計画・予算・事業評価の連携	実施計画の改定に合わせ事業評価を実施し、その結果を計画の改定、予算編成等に反映させていきます。また、施策評価についても研究していきます。
93	新たな手法を活用した業務改善	すべての事務事業に関し、環境マネジメントシステムやVEの考え方等を連動させるなど、業務改革の手法を研究していきます。
94	VEの活用による事務改善	(93に統合)
95	業務改革手法の確立	(93に統合)
96	企業会計的手法の活用	バランスシートや行政コスト計算書の作成など、企業会計的手法の区の行財政運営への活用を進めます。

(3) ITを活用し電子自治体を構築します

インターネットを利用した行政情報の提供や区民の声への迅速な対応により、区や区民相互との意見交換を深め、住民参加を促進します。また、ITの便益を最大限に活用し、区民の利便性に配慮した質の高いサービスの提供と、情報化による効率的な事務処理を実現します。さらに、個人情報の保護への十分な配慮や、情報リテラシーの向上、情報格差の解消に努めます。

番号	改革項目	取組目標
97	ITを活用した電子自治体の構築	総合行政ネットワーク、電子自治体推進プログラムへの対応を進めるとともに、庁内イントラネットの活用など、電子自治体の基盤を整備します。

用語解説集

* 1 三位一体の改革

地方分権の一環として、国と地方の税財政改革を進めることで、具体的には、補助金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを一体的に進めることです。15年6月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(骨太の方針第3弾)が閣議決定され、2006年度までに公共事業を含む地方向けの補助金を4兆円程度削減し、削減分の8割程度にあたる税源を国から地方に移すこととしています。

* 2 事業評価制度

Plan(事務事業の計画・予算)、Do(執行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のサイクルの中で、一定の基準や指標によって、その成果や達成度など区民の視点に立って評価を行い、その結果を区民に公表していくものです。

* 3 電子申請

区役所への申請や届出などをインターネットを通じパソコンで行うことです。プライバシー保護への十分な配慮を前提に、区民にとっては、利便性の向上、区役所にとっては、事務の効率が図れます。

* 4 公的個人認証

住民が区役所への申請や届出などの手続きをインターネットを通じパソコンで行う際、区役所が本人確認するための制度です。これまでの窓口での運転免許証の提示や、印鑑登録に代わる新たな本人確認の手段となることが期待されています。

* 5 マルチペイメントネットワーク

公共料金や税金などの支払いが、専用の振込用紙を使わず、電話やパソコン、現金自動受払機(ATM)などの手段を通じていつでもできるサービス網のことです。

* 6 庁内LAN

区役所内・区の施設に配置されたパソコン・プリンタなどを接続し、情報の共有化や1台のプリンタを複数のパソコンでの共有することなどができます。15年1月の新庁舎への移転を機に整備しました。

* 7 グループウェア

「グループで作業を行うこと」を目的としたソフトのことで、データベースや電子メールなどを使って情報の共有や交換をし、事務の生産性を向上させるものです。

* 8 リンク集

あるテーマに関連する様々なホームページの接続先をまとめ、利用者が容易に関連するホームページの情報を参照できるしくみです。区役所のホームページのリンク集からは、他の区役所や区内の公共団体などのホームページが参照できます。

* 9 コンテンツ

情報の内容のことで、ホームページもこれにあたります。文字だけでなく、映像や音声なども含まれます。

* 10 情報バリアフリー化

パソコンの有無など情報を得るための手段にかかわらず、平等に情報が伝わるよう配慮することです。

* 11 オープンハウス

住民との協議の一つの方法で、一般に、その土地の重要な場所に配置され、市民は開催期間中自由に立ち寄り、展示を見たり質問したり、行政機関のスタッフと問題を討論することができるものです。

* 12 ワークショップ

従来の会議形式や講座型による形式的な住民参加方式に代わる、参加者全員が小グループで討議し、一緒に作業をしながら目標に向かって意見を積み上げ、提案をまとめていく手法です。

* 13 電子会議室

ホームページの訪問者が、あるテーマに関して意見やアイデアなどを掲載し、それに対して他の訪問者やホームページの管理人が返事（メッセージ）を書きこむことにより、意見の交換が行える場です。例えば、区政に関するテーマについて、区民と行政、あるいは区民同士でまちづくりに関する意見交換を行うことができます。

* 14 外部監査

地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者が、第三者の立場から独自に監査を行うことで、行政に対する二重のチェックをしていこうという制度です。

* 15 ISO14001

企業や官公庁などが組織として環境に配慮した事業活動を継続的に行うための基準（環境マネジメントシステム）を国際的に規格化したものです。環境方針を策定し、それに基づき、環境への負荷の低減のための計画（Plan）を立て、実施（Do）し、実施状況を点検（Check）し、問題があれば見直し（Action）をする、このサイクルを繰り返していきます。区では13年8月31日に認証取得しました。

* 16 LGWAN（総合行政ネットワーク）

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークのことです。地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化や情報の共有化が図れます。国の各省庁との接続も可能になっています。

* 17 VE (バリューエンジニアリング Value Engineering)

サービスなどの「価値」を、それが果たすべき「機能」とそのためにかける「コスト」との関係で把握し、システム化された手順によって「価値」の向上をはかる手法です。公共工事のコスト削減から導入が始まりましたが、その手法は業務の改善にも生かすことができます。

* 18 入札時VE

入札時に入札参加希望者から技術提案を受け付け、民間の技術力を広く活用するとともに、技術力による競争を促進することにより、品質・機能を確保しつつコスト削減を図るための手法です。

* 19 庁内イントラネット

区役所内の情報ネットワークのことで、15年1月の新庁舎移転を機に整備しました。

* 20 ナレッジマネジメントシステム

職員が持つ様々な知識やノウハウ、特定の職員だけが所有する「経験」「コツ」などを、コンピュータや通信技術を駆使して、全職員で共有し、有効に活用できるようにすることです。

* 21 経常収支比率

「経常的な経費に充当される一般財源」の「経常的に収入される一般財源」に対する割合です。人件費・扶助費・公債費等容易に縮減することが困難な性格が強い経常的経費に、区税を中心とする経常的な一般財源がどの程度消費されているかによって財政構造の弾力性を測定しようとするものです。一般に70～80%が適正であるとされています。

* 22 経常的経費

自治体の行政活動を支えるために、毎会計年度において、継続的かつ恒常的に支出される経費を言います。一般的に、人件費、扶助費、公債費等、容易に縮減することが困難な性格が強い経費をさします。

* 23 特別区債

特別区が特定経費の財源とするため、又は財源不足を補うため、外部(政府資金、民間資金など)から資金を調達する長期の借入金のこと、施設建設などで多額の資金を要する場合などに発行します。長く利用される公共施設などについては、世代間の負担を公平にすることができます。

* 24 公債費

一般的に地方自治体が借り入れた地方債の元金及び利子の償還費のことを言います。

* 25 減税補てん債等

国の政策による地方税の減税影響額等を補てんするための特別区債で、減税補てん債と、9年度の地方消費税未平年度化に伴う臨時税収補てん債があります。

* 26 特殊勤務手当

職員の従事する業務に危険、不快、不健康、その他困難等である事実があり、これが著しく、かつ恒常的である場合に支給される手当です。

* 27 事業部制

これまでの部を政策や事業分野別にくくりなおし、事業運営に関する責任や権限を各事業部に移す組織形態のことです。各事業の状況に応じた的確で迅速な意思決定を促進しようというものです。

* 28 バランスシート

企業の財務状況を明らかにするために、一定の時点においてその企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書のことです。

地方公共団体でも、総務省が示した基準に沿ったバランスシートの作成が進んでおり、目黒区も12年度(11年度決算)から公表しています。

* 29 情報リテラシー

情報化の進展に伴い必要性が高まる、

パソコンなどの情報通信機器を操作する能力

コンピュータソフトやコンピュータネットワークで提供される様々なサービスを自在に活用できる能力

情報に関連する制度などについての知識、マナーなど、情報化社会に対応するための基礎的な能力を言います。

* 30 指定管理者制度

これまで公の施設の管理受託者については、政令で定める地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体に限定されていましたが、地方自治法の一部改正(15年9月施行)により、株式会社などの民間事業者も管理運営を受託することができます。

* 31 区の長期計画

区の基本構想、基本計画、実施計画を総称したものです。

* 32 ライフサイクルコスト

施設を企画・設計・建設し、それを維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、施設の一生涯に要する費用の総額を言います。

* 33 総合評価方式

一般競争入札によって契約を締結する場合において、予定価格の制限範囲内の価格で申し込みをした者のうち、価格その他の条件が区にとって最も有利な条件で申し込みをした者を落札者とすることができる制度です。落札者の決定にあたって、価格のみならず、性能・機能や技術力を評価できるという点で、区にとってより有利な契約が締結できるものです。

* 34 P F I (Private Finance Initiative)

社会資本の整備や質の高い公共サービスの提供に際して、可能な限り民間の資金や経営ノウハウを使う手法です。公的部門の関与を計画の監督にとどめ、民間が収益性を計算して運営することで、事業の効率的な運営を進めることが目的です。

* 35 人事考課制度

職員一人ひとりの能力や業績を定期的・継続的に評価する人事管理制度です。そこでは、「評価」を蓄積し、昇任や人事異動、職員の能力開発に活用し、職員一人ひとりに対応したきめ細やかな人事管理を目指すものです。

* 36 投資的経費

道路・公園や学校・各種公共施設など社会資本の整備に要する経費です。

* 37 トップマネジメント

もともとは、企業において、企業全体の舵取りを行う最高経営陣による経営管理のことを指しますが、区では、区長・助役等組織の上層部が、基本政策や重要施策の企画・立案、総合調整を行うことです。

* 38 担当部課長制

担当部課長は、組織の効率化を図りながら、次の視点により総合的に判断して設置するものです。

重要課題の推進、横断的な企画調整など特定課題に機動的に対応する場合

既存の部・課のスパンを越え、既存の部・課を専門的かつ機動的に補完、補強する場合

対応する課題が部長・課長が担当すべきほど重要であり、かつ小人数で処理する場合

* 39 マネジメントサイクル

事業を計画化・予算化し (Plan) 事業を執行し (Do) その結果を客観的な指標に基づいて評価し (Check) 評価結果を改善に結び付けていく (Action) という、一連の経営管理の流れをいいます。

* 40 定員管理調査値

地方公共団体の職員数等の実態を把握し、今後の定員管理に役立てることを目的として総務省が毎年実施している調査の値です。一般職に属する職員数 (教育長を含む) であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公社などへの派遣職員を含み、臨時及び非常勤職員は除きます。

第2次行財政改革大綱・年次別推進プラン

職員定数適正化計画

(平成19年度～20年度)

平成19年3月

編集・発行 目黒区企画経営部行革推進課

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

電話 03(5722)9457

FAX 03(5722)6134



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています